

平成21年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成21年3月12日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

29番 齋藤寿一議員

1. 那須塩原市立小中学校通学区審議会からの最終答申について
2. 宿泊体験館メープルについて
3. 地上放送のデジタル化に伴う難視聴地域の対応について

10番 平山啓子議員

1. 道路交通安全施設整備について
2. インフルエンザ予防接種助成制度について
3. 庁舎内の整備について
4. ゆ〜バスの運行について
5. 女性の健康支援について

12番 早乙女順子議員

1. 栗川市政2期目の市政運営のメインテーマ「市民との協働のまちづくり」について
2. 福祉サービスの質の向上について
3. 介護保険制度と障害者自立支援制度、その他福祉制度との関係について

15番 石川英男議員

1. 通学路整備事業について
2. 良好な市街地の形成・整備について
3. 観光基盤の充実について

日程第 2 議案の各常任委員会付託について

日程第 3 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（30名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（1名）

8番 東泉富士夫君

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

田代哲夫 君
塩谷章雄 君

農業委員会
事務局 局長

枝幸夫 君
印南叶 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

議事調査係 佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

8番、東泉富士夫君より欠席する、18番、君島一郎君より遅刻する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（植木弘行君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 齋藤寿一君

○議長（植木弘行君） 初めに、29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号29番、齋藤寿一です。事前通告書に基づきまして、大きく3点の一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、1番、那須塩原市立小中学校通学区審議会からの最終答申について。

那須塩原市立小中学校通学区審議会は、平成18年8月25日に那須塩原市教育委員会より諮問を受

け、全体会、分科会、専門委員会等において審議を重ね、昨年2月の中間答申からさらに1年間の審議をされ、本年2月13日に最終答申書が教育委員会に提出されたわけでありましたが、次の点についてお伺いいたします。

(1)小中学校の適正規模、適正配置について、学校の適正規模を小学校で1学年2学級以上、中学校では1学年3～4学級に規定したとあるが、本市の学校の現状はどのようなものか。

(2)適正規模・適正配置のための具体的方策について、次のことについてお伺いいたします。

①大規模校の解消として、西那須野地区の西小学校と南小学校を学区とする中学校を新設し、適正化を図るとあるが、決定した場合の計画年度はいつごろになるのか。また、三島小学校に関しては、当分の間は現状を維持し、児童数がふえ続けた場合には分離も視野に検討とあるが、今後の児童数の推移は。

②複式学級・小規模校の解消として、塩原小学校と塩原中学校を小中一貫校とするとあるが、実現の可能性は。

③横林小学校は、昨年2月の中間答申において北部は関谷小学校へ、南部は三島小学校へ統合とされていたが、最終答申で関谷小学校に統合すると変更された理由は。また、横林小学校の児童数の推移は。

④最終答申の内容が実施されるとなった場合、その過程における地域住民や保護者等への説明など、どのように対応していくべきと考えているか。

⑤統廃合後の跡地利用については、どのような計画、有効利用を図るのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（君島富夫君）** それでは、大きな1番の小中学校通学区審議会からの最終答申についてご答弁申し上げます。

まず、(1)の適正規模について、各学校の現状はどうかというご質問でありますけれども、小学校1学年2学級以上の学校は12校ありまして、2学級未満の学校は13校、うち複式が4校であります。

中学校1学年3から4学級の学校は5校で、5学級以上が2校、2学級以下が3校という状況であります。

(2)の①でありますけれども、西那須野地区の中学校の新設につきましては、3月5日、敬清会代表質問の平山英議員にお答えしたとおりであります。

また、三島小学校児童数の今後の推移につきましては、現在の見込みでは、平成23年ごろをピークに緩やかな減少傾向にございます。

(2)の②塩原小学校、塩原中学校の小中一貫校の実現の可能性とご質問でありますけれども、これも3月5日、敬清会代表質問の平山英議員にお答えしたとおりであります。

(2)③横林小学校が関谷小学校に統合すると変更された理由でございますけれども、パブリックコメントの中で分割することに対しましての反対意見と審議委員からの意見等から関谷小学校に統合するという答申に変更されたものであります。

また、横林小学校の児童数の推移につきましては、同じく現在の見込みでは、平成21年度をピークに穏やかな減少傾向にあります。

(2)の④と⑤につきましても、3月5日、敬清会代表質問の平山英議員にお答えしたとおりでございます。

以上です。

○**議長（植木弘行君）** 29番、齋藤寿一君。

○**29番（齋藤寿一君）** それでは、これから再質

問に入るわけでありましてけれども、那須塩原市立小中学校通学区審議会からの最終答申については、これから小中学校の耐震診断結果をあわせて、できるだけ早い時期に適正配置計画を策定していくということで、最終答申がすべての結果ではないので答弁がしにくい項目もあろうかと思いますが、本市として基本的にこの最終答申を最大限尊重するという考えでありますので、この時期にあえて質問をさせていただきます。

(1)小中学校の適正規模、学校の適正規模を規定した人数ということで、先ほど小学校では1学年2学級以上、中学校では1学年3から4学級と規定したわけでありましてけれども、これについて、本市の現状ということでただいま答弁をいただきましたけれども、1学年2学級以上の学校が12校、そして中学校では1学年3から4学級の学校が5校ということで、この規定によりますと、小学校は現在25校でありますので、13校が規定から対象外、外れるというようになるわけでありまして、中学校も5校が規定から外れるというような答申の結果で、本市の現状を当てはめるとこのようになるわけであります。

これについては、本市の現状ということでお聞きしたわけでありまして、(1)に関しましては結構でございます。

続きまして、(2)の①につきましてもですが、三島小学校に関しましては、大規模校に関しましては、私の先に3人の議員さんが質問に立っておりますので、答弁は同じということで理解しているところであります。

それでは、三島小学校に関しましては、当分の間現状を維持し、児童数がふえ続けた場合には分離も視野に検討するんだというふうになっておりますけれども、先ほど答弁でお聞きしましたけれども、平成23年ごろがピークで、それから緩やか

に減少していくんだという現状をお聞きしましたので、これも現状としてお聞きしたわけでありますので、これを踏まえながらまた質問をさせていただきたいというふうに思いますので、②に移らせていただきたいというふうに思います。

複式学級・小規模校の解消として、塩原小学校と塩原中学校を小中一貫校とするとありましたが、実現性とはということでお聞きしたんですが、やはり最大限に答申内容を検討して適正配置計画を策定してからというような答弁であろうかというふうに思いますけれども、この小中一貫校は、塩原中学校の中で小中連携推進事業ということである程度試みており、小中連携の推進事業をさらに特化することができるわけであります。来年度も運動会等も一緒に実施するような計画もあるそうです。

そこで、この小中一貫校を実現するにはどのような手続を段階的に踏んでいくのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまの質問におきましては、現行制度においては、文科省の研究開発学校という方法や政府の構造改革特区、これを適用して実施することが現在までのところ一般的でございます。

この適用を受けるためには、申請書を提出し、審査を受けた後、教育課程特例校の指定を受けて実際に小中一貫校の実現になっていく、そういう過程を踏むところが現状でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ただいまの答弁で、特区申請を文科省並びにそういうところにしていくんだということでありますけれども、この特区申請をしていくに当たっての条件といたしますか、そう

いうものに関して、例えば小規模過ぎるとか、そういうような条件というものはつきまとうものなのでしょうか。もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） この小中一貫の取り組みの中には、生徒指導や児童指導の安全管理にかかわる情報交換とか小学生の体験入学、学校行事や授業の合同実施というところを勘案しまして、その地域の実態に合わせてカリキュラムが組めるかどうかということと、それから、小学校と協力して、9年間という連続したスパンの中でカリキュラム作成に着手するというふうな、そういう状況、単に小さな学校だからということではなくて、その地域の実態と、それから小中の学校の実態に応じて申請をする、こんなふうな状況を考えております。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ただいま条件的には、そういう小規模とか、そういうことはないですよというような答弁でありましたので、それでは、先ほど答弁の中にも出ておりましたけれども、小中一貫校となると当然9年間のワンスパンという教育になるわけでありますけれども、つまり1学年から9学年あるというシステムになっていくんだらうというふうに思いますけれども、これに当たりまして、この9年間のスパンについてはいろいろな方法があるでしょうけれども、その中でもベストの組み合わせといたしますか、学年の組み合わせというものはどのようなものが適しているのか、おわかりになれば、ご答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 小中一貫の中で、先ほどちょっと不足した説明がありますので、カリキュ

ラムとか、それから生徒指導、安全管理の情報交換等を土台にするとか、それからキャリア教育推進ということで、将来の進路を見越して、それで一貫してつくりたいというふうなところとか、それから総合的学習を共通の課題を置いて、そして小中連携をして小中一貫校という形をとるといふ、今のところ考えられるのは、その2つを追加。それと同時に、研究指定校というふうなことで、研究開発のために、さまざまな実態をとらえながら開発を申請することによって研究開発指定校という形でも特区の申請ができるということになります。

それで、その中身につきまして、既に全国において実践されている事例においては、9年間で4・3・2という3つの区分に区切るケースが最も多いようでございますけれども、中には4・2・3、それから4・5とか5・4、2・3・4とか、さまざまな形態が考えられるのが実情でございますが、統計的には4・3・2というふうなところが多いところが見受けられます。

そして、この4・3・2というのは、今、小学校の4年生から5年生に移るときに、非常に算数とかに関しまして教科の内容、中身が多くなるというところから、最近では小四ギャップというふうな形もとられる。それと同時に、今まで言われております不登校絡みも絡めまして、中一ギャップと。これは生活習慣が小学校と中学校が大きく変わりますので、そういうふうなさまざまな生活習慣の問題、それから新設される英語の問題、そういうふうなことからつまづき、大きく中一ギャップととらえた、その解消のために4・3・2というふうなところが多いというのが全国の傾向ではないかと思えます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ありがとうございます。

教育長のおっしゃるとおり、この9年間のスパンの中に、組み合わせ的には、先ほど答弁にありましたように、どうしても小学4年生にそういう4年生ギャップが生まれる、あるいは中学1年生でそういうギャップが生まれるというのが教育の問題の中で、過程の中で今までは問題になってたわけでありまして、こういう4・3・2、1年生から4年生を一つのスパン、そして5・6・1年生を一つのスパン、中学2年、3年生を一つのスパンということにしますと、そういうギャップが解消されるだろうということでもあります。

それは大変いい効果を全国で生んでいる事例なんだろうというふうに思いますけれども、ぜひとも実現される過程においては研究をさらにお願ひしたいというふうに思います。

また、メリットの中でも、当然小学校の教育課程においては1学級の先生がすべての教科を見るというような、そういうシステムになっておりますけれども、これが小中一貫校になりますと、当然5年あるいは6年生で英語の教師がそこに入り込む方法、ローテーションが組めるようなところがこの小中一貫校の最大のメリットではないかというふうに思ひまして、当然学力がアップするという、そういう意味でもこの小中一貫校というものはぜひとも推進していただきたいというふうに思ひます。

塩原地区においては地理的条件が非常に厳しい地域でありまして、当然、今後の推移から、例えば塩原小学校が関谷小学校に通学するとか、あるいは塩原中学校が箒根中学校に通学するという、そういうような、地理的条件ではない特殊な山間の離れた地域でありますので、将来的にぜひこの小中一貫校を目指すという協議をなされまして、ぜひとも実現をしていただき、モデル校として他

に発信できるような学校として、また、この小中連携事業の集大成として一日も早く実現できますようお願いいたしまして次の③に移らせていただきたいというふうに思います。

次の③でありますけれども、先ほど横林小学校が昨年の中間答申から最終答申で内容が変更されたということでご質問させていただいたわけがありますけれども、その答弁におきましては、パブリックコメントの中で分割することに対する反対意見等、あるいは審議会委員からの意見が出されて横林小学校は関谷小学校へ統合するという答申に変えられたというような答弁があったわけがありますが、この中間答申が出されたのは2月でありまして、その後にパブリックコメントをとったというふうに理解しておりますけれども、これは昨日、眞壁議員もおっしゃってございましたけれども、やはりこれはパブリックコメントによって変更されるという、こういう事態が生じたわけがありますので、このパブリックコメントに関しましては順序が若干逆だったのではないかなというふうに自分は感想を持つわけでありまして、

それでは次に、横林小学校の児童の推移ということは、平成21年度をピークに緩やかに減少傾向になっていくんだということでもありますけれども、そこで質問させていただきましても、この児童数の推移についてはどのような基準で算定されるのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 児童生徒数の推移につきましては、小学校新1年生につきましては出生数に対する入学者数の割合で算出しとありますが、実際にはゼロ歳から5歳児の出生数がもう既に登録されておりますので、それが5年後には新1年生の児童数というふうになると。それから、2年生以降については、前の2年の平均進級率から推

計し、それで推移がわかると、単純な計算でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ただいま児童数の推移についての算出方法ということで、出生数に算出をしていくんだと。当然出生数から5年たてば小学校へ入学してくるという年齢に達するわけでありましてけれども、しかしながら、この横林地域においては、まだまだ住宅地の伸びから見ますと一概にそういう出生率だけで算出できない地域であると思いますが、その辺はどのようにとらえておりますか。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまの質問でございますが、いずれ新市の発展におきましては、どの地区においてもこれから家屋がふえていって世帯数がふえていくので、その可能性はありますので、その点は考えるときには勘案していきたいというふうには感じております。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ただいま教育長が答弁なさったように、本当に出生数だけでは計算できない、住宅地の伸びによってはまだ児童数がどんどんふえるという、そういう地域もあるわけで、まさに横林地域がこの地域に該当するのではないかなというふうに自分は思うわけでありまして、

横林小学校は、平成元年の児童数27人を最低に、境に毎年伸びを見せておるわけでありまして、現在は62名の児童が在籍しているわけでありまして、これが関谷小学校にも統合されるというようなことが起こると、この児童生徒数だけで大型バス1台のスクールバスでは足りないというような現象が起こるわけでありましてけれども、これにまた中学校区の再編になると、箒根中学校へ現在の三

島中学校のこういう生徒さんの推移がまた変わってくるということであれば、さらにスクールバス等の人数がふえてくるのではないかなというふうに思うわけで、非常に統合される学校は、スクールバス大型2台で移動するような、こういう光景が見られることが、もしかすると発生するのではないかなというふうに思うわけであります。

また、先ほど中学校区の話をしましたけれども、この横林地域の皆さん方は、当然先祖代々から三島中学校へ通われている、こういう地域でもありますので、また、合併以前に、横林小学校は児童数の増加から校庭を広げ、あるいは隣接する杉林を購入し、約1億円の予算で校舎を増築しております。横林小学校区の地域の皆さんは、統合ではなく存続を望んでいるわけでありまして。また、中学校再編においても、今、三島中学校へ通われておりますけれども、こういうようなところを地域の意見を十分に理解し、判断することを望み、次の質問に移らせていただきます。

次に、④最終答申の内容が実施されたらということ、これに関しましては、さっきも申しましたように3人の質問者が質問をしておりますので、内容が実施されるに当たっては地域住民や保護者等への説明を十分に行い、関係住民に理解を得られるような審議をしていただくことを望み、次の⑤に移らせていただきたいというふうに思います。

⑤でありますけれども、統廃合後の跡地利用についてということで質問させていただきましたけれども、これについても答弁は、適正配置計画を策定するに当たって審議をしていくんだらうというふうに思うわけでありますけれども、答申の中で廃校となる学校が当然幾つか出てくるわけでありまして、この廃校となる学校がもし現在国庫補助等を受けておる学校については跡地利用というものは可能なかどうかお聞きしたいとい

うふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） まず、答弁の前に、先ほど私がお答え申し上げました複式学校の数なんですけれども、4校と申し上げましたけれども、5校でありましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

市内の小中学校合わせて35校あるわけですが、これはすべて国庫補助をいただいております。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 私の質問がちょっと通じなかったのか、国庫補助は当然受けているんですよ。ですけれども、これが例えば最終答申のように統合される学校、例えば大貫小学校、金沢小学校が関谷小学校に統合されるというふうに書いてありますけれども、この場合の2校に関しては、その跡地利用が可能なのかということをお聞きしたいんです。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 跡地利用、内容によると思いますけれども、いずれにしましても、公共・公用に使う場合にはもちろんそのまま対象になります。ただ、民間に有償等々で貸し付け、あるいは譲渡するとなったときには、当然補助金の返還等々、そういうものが出てくると思いますので、ケースによって違ってきます。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 今の答弁のように、民間企業に例えばお貸しする、以前に4月から本オープンしますメーブルに関しましても、検討の中ではいろいろ企業の申し出があったというふう聞いておりますので、この点を若干聞かせていただ

いたわけであります。理解をしました。

跡地利用については、鳴内小学校跡地の田舎ランド鳴内体験型施設として、今年4月に本オープンを迎えます上塩原小学校跡地利用の不登校児を対象とした宿泊体験館メープルがあるわけでありますが、この上塩原小学校の跡地利用一つにしても、地域住民の皆さんと検討委員会を立ち上げて3年間協議をし、やっとここでこの施設に決定したわけであります。

最終答申によりますと、寺子小学校を初め7校の小学校が廃校になるわけでありますが、1校の跡地利用に3年も費やしてやっと決定をするという、こういうふうには跡地利用については大変難しい問題でありますので、十分にその辺も、今後でしようけれども、そういうものが7校も発生するに当たっては大変慎重に審議をしなければならぬというふうには思うわけであります。

最後に、適正規模・適正配置のための具体的方策につきましては、答申書にあります複式学級・小規模校の解消による廃校と協議された金沢小学校、大貫小学校を初めとする7校の学校の中には、130年余りの伝統、歴史のある学校があるわけであります。保護者、地域住民の意見を聞き、十分検討、協議していただくことを願い、次の質問に移らせていただきます。

2番、宿泊体験館メープルについて。

平成20年10月1日、上塩原小学校跡地利用として、宿泊体験館メープルがプレオープンし、本年4月から本格オープンとなるが、次の点についてお伺いいたします。

(1)プレオープンから5カ月が経過したが、現在までの各コースの利用状況は。

(2)体験館を利用した児童生徒の反応は。

(3)児童生徒の授業内容に地域の皆さんがかかわ

ることは。

(4)これまでの運営における成果、及び今後の課題・問題点等はあるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまのご質問にお答えします。

(1)現在までの利用状況についてのご質問にお答えいたします。

今年度は、宿泊体験Bコースの受け入れと3回のチャレンジ体験を行いました。Bコースはまだ希望者がありませんが、チャレンジ体験につきましては、1回目が15名、2回目が7名、3回目が11名の参加者がありました。

このほか、施設の理解を深めるために学校単位の日帰り体験活動を企画したところ、4校の利用がありました。さらに、週末の土日を利用して行った親子宿泊体験では3組の利用がありました。

(2)体験館を利用した児童生徒の反応についてお答えいたします。

参加した児童生徒の感想についてでございますが、おおむね良好で、活動が楽しかった、食事がおいしかった、また参加したいという感想がありました。自然の中でふだんできない体験ができてよかったという感想もあり、助け合って活動することで新たな友達ができたとの声も多く聞くことができました。

(3)地域の皆さんのかかわりについてお答えいたします。

これまでに地域の方々延べ8名に参加していただき、活動を行いました。具体的には、塩原地内のハイキング、かんじき散策のガイドとして、また、芋煮会、クリスマスリースづくり、もちつき

等の活動プログラムを行う際のボランティアとして協力をいただき、さらに幻想的な明かりのともったミニかまくらを眺めながら語りべボランティアから民話を聞くこともできました。

(4)これまでの運営における成果と課題・問題点についてお答えいたします。

成果についてでございますが、チャレンジ体験に参加した児童生徒の表情が回を重ねるごとに明るく元気になっていく様子が見え、自由時間にはお互いに声をかけ、誘い合って遊ぶ光景まで見られるようになりました。

さらに、これはチャレンジ体験の成果だけとはとらえてはおりませんが、3回とも参加した児童生徒の中で2名が学校への復帰を果たすことができました。

また、職員も、運営の手順等がスムーズになり、余裕を持って活動プログラムの準備ができ、子どもたちを受け入れられるようになりました。

さらに、子どもたちに年齢に近い学生ボランティアが参加することで、子どもたちは親しみを持ってコミュニケーションをとり、プログラムに意欲的に取り組んだり、メープルでの生活が活発になったりして子どもたちの積極性を育てることにつながる機会となったようでございます。

課題といたしましては、さらに学校や家庭にメープルを理解してもらい、利用の促進に努めることとでございます。そのために、今後も学校単位の不登校児童生徒の体験活動や週末を利用した親子宿泊体験などの企画を実施したり、4月以降も継続してメープルスタッフが学校を訪問し、メープルの周知を格段に図ったりすることにより、児童生徒や保護者からの利用希望者がふえ、不登校児童生徒の学校復帰につながることを期待しているところでございます。

あわせて、これまでの運営方法やプログラムに

ついて、大学の先生から助言をいただきながら検証し、今後の運営方法の改善や地域の特性、特徴を生かしたプログラムの開発を行っていきたい、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ただいま宿泊体験館メープルについてご答弁をいただいたわけですが、順次質問をさせていただきます。

(1)の中で、先ほどBコースはまだ希望者がなかったと。これは11泊12日とか4泊5日という長期的なものがあるわけでありますので、このプレオープンでは若干希望者がなかったのかなというふうに思いますけれども、チャレンジ体験においては、1回15名、2回目が7名、3回目が11名の参加があったわけでありましてけれども、この対象者の中には、適応指導教室通級者あるいは不登校児童生徒の割合はどれくらいあったのかお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） チャレンジ体験で参加した児童生徒の割合についてでございますが、第1回と第3回に1名ずつ適応指導教室通級者以外の児童生徒、これは現在、別室登校している生徒でございますが参加しました。その他はすべて適応指導教室の通級者でございます。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） わかりました。

それでは、次の親子宿泊体験において3組の利用があったわけでありまして、その内容とプログラムについてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 親子宿泊体験は、保護者同士の交流と親子の交流を目的に実施したところ

でございます。

その実施した内容、プログラムは、スポーツや
イニシアチブゲーム、そば打ち体験でございます。

1日目の夜には、カウンセラーを交えて保護者の
座談会も行ったところでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） いろいろな体験をしたと
いうことでありますけれども、当然、私の聞きた
かったのは、保護者に対して短期の、2日間では
あるかと思えますけれども、このカウンセリング
等を実施したのかということが気になっていたわ
けなんです、それはきちっとさせていただいた
ということで、今後もそういう活動になるわけ
でありますけれども、これはプレオープンとして親
子宿泊体験ということで、今後の本オープンと申
しますか、4月からの稼働に関して試験的に見て
くださいよというような体験だったというふう
に思うわけなんです。

実際のプレオープンの規定ですと、家族宿泊体
験Aコース、Bコースということで、先ほども申
しましたように11泊12日、あるいは4泊5日とい
うのがBコースということになっておりますけれ
ども、これに関して、事前にこういう体験を親子
でできたというのは大変素晴らしいことでありま
して、今回はこの土曜、日曜、週末を利用した体
験、今後も本オープンに入っても、実は長期的に
一緒に児童、子どもと宿泊ができないという親御
さんもいよいかというふうに思います。

また、この体験をするに当たっては、当然仕事
の関係上、土日、週末では参加できないという、
こういう親御さんもいよいかというふうに思いま
すので、この辺は、平日というところも組み入れ
ていただく考えはあるかどうか、ちょっとお聞か
せ願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまの質問ござい
ますが、このプレオープンで実施しました活動プ
ログラムの内容と、それから課題を整理いたしま
して、本オープンに向けて、現在、取り組んでい
るところでございますが、今、ご指摘のような意
見も保護者の中からは出ておりますので、そんな
点を勘案しながら、そういう意見を尊重し、そし
て参加しやすい体制もしっかりと考えながら新た
なプログラムを考えていくというふうな方向で進
んでおります。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ぜひ、平日の体験の日に
ちも設定をしていただきたいというふうに望みま
す。

それでは、(2)に移らせていただきますけれども、
体験館を利用した児童生徒の反応ということで、
先ほど答弁があったように、活動が楽しかったと
か、食事がおいしかったとか、自然体験ができた
とか、新たな友達ができ、この辺がすばらしい
ですね。また参加したいという感想があったとい
うことで、どれをとっても、今まで余り学校では
経験できなかったことが、このメープルを利用し
てから数日の間に児童生徒が心を開けるようにな
って、やはり同じ痛みを持っている児童生徒であ
りますので、友達との友情関係とか芽生えて今後
の悩みの相談友達になってくれればさらに勇気づ
けられ、よい方向に向かうと思います。

次の(3)に移らせていただきます。

児童生徒の授業内容に地域の皆さんがどのよう
にかかわったかということでお聞きしたわけであ
りますけれども、地域の皆さんが延べで8名の方
が参加していただいたんだということでご答弁を
いただきましたけれども、地域の皆さんにより、
児童生徒はいろいろな体験ができて先ほどのよう

な感想に至ったのではないかなというふうに思いますけれども、この地域の皆さんのボランティアの依頼についてはどのような方法で行っていましたか。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 宿泊体験館メープルでは、設置に当たりまして地元サポート委員会というのを組織しておりますが、その委員から推薦された方々の中で、地域ボランティアを活動プログラムの内容によって依頼しているところが現状でございます。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 今、サポート委員会のほうから依頼をお願いしているということでありませうけれども、このボランティアの中の方々はさまざまな形でいろいろな方が活動しております、当然この体験館メープルに関しましても、ぜひ必要というような方法、私ならばこういうものを児童生徒と体験の中でうまくやっていますよ、いろいろなものを教えられますよという方が多分いるのではないかなというふうに思いますので、この辺を公募的に募集をしてみたらどうかというふうに思いますけれども、その点はどうか、お考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 大変ありがたい意見でございます、この地元サポート委員会は、以前には上塩原地区で山村留学というところもありまして、非常に協力的で、さまざまな分野の方が参加していただいておりますが、ただいまの意見は非常に那須塩原市全体としてのボランティアという建設的なご意見でございますので、今後検討していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 教職員以外の地域の皆さんが持つ役割というのは、児童生徒にとっては、学校では体験できない、そして人と人との触れ合いを感じ、よい思い出にも当然なるでしょうし、また、メープルに来て自信をつけたいという気持ちになることというふうに思います。

次の(4)に移らせていただきます。

これまでの運営における成果、及び今後の課題・問題点ということで質問させていただきましたが、多くの課題の中で、先ほどの答弁で学生ボランティアが参加してくれたということではありますが、これはやはり全国ほかにもちょっと事例がありますけれども、年齢の近いお兄さん、お姉さん、そういう方に一緒に行動をとっていただければ、子ども、児童生徒たちも友達感覚で、心の底から逆に教職員には言えない悩みを打ち明けたり、聞きますと、宿泊をするに当たってやはり部屋に分かれるわけですが、お兄さん、お姉さんのところで一緒に寝たいとか、そういうような意見も実際にあったというようなことがありますので、そういう悩みというものが率直に友達感覚で聞き出せたりするのではないかなというふうに思うわけです。

ですから、この後の学生ボランティアとの意見交換と申しますか、そういう意見を聴取するようなことをしていくのかどうか、ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまの学生ボランティアは、児童生徒たちと年齢が近いので、児童生徒はすぐに受け込めるという傾向は最初から見られていたところでございます。まだ悩みの本質までは具体的には出ておりませんが、自分を表現する方法が自然に外に出せたというところで評価できるところでございます。

また、学生ボランティアとの意見聴取、まとめについてでございますが、学生からは、参加した児童生徒の活動の状況や運営プログラムについての感想を記録して、そして報告をしてもらっております。そして、その報告をもとに、運営プログラムの感想につきましてはスタッフの反省会の中で改善に生かすという方向で進んでおります。また、児童生徒に関するものについては、学校や適応指導教室との情報交換を共有して、それで一つ一つを各学校に連絡をしているというところで、今後の指導に生かしていきたい、こんなふうを考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 先ほどの成果の中に、3回とも参加をした児童生徒が、この中のうち2名が学校復帰を果たしたという報告がありましたけれども、これは大変短期の事業ですばらしい成果を生んだのではないかなというふうに思うわけがありますけれども、しかしながら、こういう児童生徒におきましては、そういう痛みを持って不登校になったわけでありまして、復帰後のフォローをどのように体験館としては、直接本人に相談の窓口というか、フォローを続けているのか、その辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 先ほども答弁の中で申しましたように、この3回の体験イコール即、復帰という条件ではありませんで、もろもろの、多分不登校に対する指導成果の一つのあらわれとして2名の方が復帰したという形になると思いますが、現在までその2名に関しましては欠席なく登校しているという報告を受けております。

それから、適応指導教室と学校とが情報交換を随時行っておりまして、もしその復帰した2名の

中で変化があった場合、またはそれ以外の児童生徒の変化があった場合には、すぐに連携できる体制づくりを今とっているところでございます。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） 今、復帰した児童生徒にこういういろいろな学校間の連絡をとり合っているということでありましてけれども、やはり復帰した過程においては、やはりこの体験館メープルの、あるいは教職の先生方、そういう対応、あるいは地元のボランティアの方々の対応によって心が動いたのではないかなというふうに思いますので、そういう方々からの直接手紙とか、電話とかで随時連絡をとり合うのも一つの手ではないかなというふうに思いますけれども、どう思いますでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 体験結果の伝達については、体験終了後、かかわったスタッフ、ボランティア等の情報をまとめます。それを整理して、参加した児童生徒の学校へ実際にスタッフが訪問しまして、その状況を伝えていくというふうなことになっております。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） わかりました。

最後に、質問でありますけれども、実際、児童生徒を受け入れてプレオープンを運営したわけがありますけれども、施設・設備等に関しまして、何か使い勝手が悪いとか、あるいは不備が生じたかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 施設・設備等の不備ということでございますけれども、プレオープン後に宿泊室の照明に常夜灯を設置したり、廊下にもカーテンを取りつけたりして宿泊時の利便性を改善しました。

また、どうしても学校づくりということでございまして、日常の生活を主体として建設をしているところがございますので、宿泊したときに、やはり窓から塩原の地域の特性として冷氣、寒気が直接伝わってしまうというところもありましたりしておりますので、そういう点を今後改善したいというふうに考えております。

また、現在、玄関を改修して、これまでの学校の昇降口のイメージというふうなものを変えるなど、今後、4月から本格的な稼働に向けてさまざまな改善をしていきたい、こんなふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） よくわかりました。

宿泊体験館メープルは、何らかの原因で学校あるいは教室に通うことができなくなった児童生徒を復帰させる施設であります。今回の施設利用により2名の児童生徒が学校復帰されたということはすばらしい成果と評価いたします。

また、学校では生活習慣が身につかない児童生徒が増加しており、先生方も指導に苦慮しているところであります。文部科学省でも、早寝・早起き・朝御飯というスローガンを掲げ、生活習慣の定着を図れることを目標としているわけですが、今回のメープルを体験した児童生徒の感想の中に、食事がおいしかったと感想がありましたけれども、当然、食事はおいしかったのは言うまでもありませんけれども、特に朝食、夕食等、決まった時間にきちんとした食をとれる喜びとみんなで食卓を囲むうれしさとが、さらにこの食事をおいしくさせたのでしょう。

宿泊体験館メープルを利用した児童生徒が同じ悩みを持つ友達をつくり、お互いに励まし合い、また、体験を生かし、学校に通うことができることを願い、この項を終わりにします。

次に、大きな3番、地上放送のデジタル化に伴う難視聴地域の対応についてということで、2011年7月24日より、すべてのアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行するが、市の対応をお伺いいたします。

(1)市全域における受信状態、状況はどうか。

難視聴地域に対する対応、今後の整備計画などをお伺いします。

3番、国・県補助事業等での対応は。また、今後の活用する事業等はあるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 29番、齋藤寿一議員の質問にお答えいたします。

地上放送のデジタル化に伴う難視聴地域の対応についてでございますけれども、3点ございます。順次お答えをしております。

まず、1点目の全市域における受信状態、状況についてお答えいたします。

本市の地上デジタルテレビ放送エリアの大部分は矢板中継局でカバーしておりますが、全域はカバーできておらず、一部放送エリアから外れるところがございます。放送エリアから外れている難視聴地域は、塩原地区の全域、箒根地区、板室地区、高林地区、鍋掛地区の地区となっております。

2点目の、こうした難視聴地域に対する対応がありますが、市としては、難視聴地域の方々の負担ができるだけ軽くなるとともに、より安定したテレビ電波が受信できるよう、昨年度、整備を行った地域向上ネットワークを有効に活用してまいりたいと考えております。

具体的には、西那須野支所から塩原支所、ハロープラザ、田舎ランド鳴内などにテレビ電波を送信し、受信ポイントを設け、そこに地区の共聴組

合が接続をする方法などを想定をいたしております。

なお、地区によって状況が異なりますので、引き続きどのような対策をするのか、各共聴組合や地区ごとに具体的な話し合いを進めていきたいと考えております。

こうした点を踏まえまして、必要な装置の整備を行う経費については3月補正予算に計上したところでございます。

3点目の国・県補助事業等での対応でございますけれども、国では、共聴組合の1戸当たりの負担が3万5,000円を超える場合には全体事業費の2分の1を支援することとなっております。また、県では、その残りの事業費に対しまして、市が支援をした場合には市に対してこの支援の額の2分の1を補助する予定となっております。

なお、NHK共聴組合におきましては、基本的にはNHKが対応することとなっております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） それでは、地上放送デジタル化に伴う難視聴地域の対応についてということで、(1)と(2)と一緒に、関連がありますので、質問させていただきたいというふうに思います。

先ほど答弁をいただいた難視聴地域は塩原地区、箒根地区、板室地区、高林地区、鍋掛地区ということでもありますけれども、これに関しましては、先ほど答弁の中に、3月の補正も絡んでいよいよ対策を練っていただくということでもありますけれども、各地域の実情というものを詳しくご説明をいただければというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 各地域の実情ということなのでございますけれども、今、大きく5つの地区ということで市長のほうから地区名を答弁申し上げた

ところなんですけれども、まず、塩原地区につきましては温泉街運営ということになりますけれども、ここにつきましては、それぞれ現在でも共聴組合がございます。それぞれに受信のアンテナをそれぞれが持って対応しているわけなんですけれども、なかなかデジタル化になった場合に、それがデジタル波を受信できるポイントがちょっと見つからないと、こういう状況にあります。そういうことで、公共ネットワークを活用した方策、こんなことを基本に考えております。

それから、箒根地区なんですけれども、こちらは1つの自主組合はあるんですけれども、そのほかの地域につきましてはNHKとの共聴組合を組織しておりまして、やっぱり同じくアンテナを共同で持って有線で受信をしている、こういう状況です。

ここにつきましても、NHKでそれぞれ現状のデジタル化に伴う調査をしているんですけれども、一部の地域では受信ポイントが見つかりそうだといいところもあるんですけれども、一方では受信ポイントが見つからないということで、やはり公共ネットワークの活用、こちらを使わないと無理だという地域があります。

そのほかの、ここには大きく4つの組合がありますけれども、これについても、引き続きアンテナをそれぞれの組合で持って今後維持管理していくよりは、先ほど市長の答弁にもありましたように、安定した電波の受信、こういうことで私どもが想定している公共ネットワークを活用したほうがと、こういうことで、費用の問題もありますので、現在、NHKも含めて話を詰めている、こういう状況であります。

それから板室地区なんですけれども、これは板室の温泉地区なんですけれども、ここもNHKとの共聴です。ここにつきましては受信ポイントが

見つかうそうなんですけれども、ただ、箒根地区と同じように、安定した電波、今後の問題等で、やはり公共ネットワークを活用した方法でというようなことで、今、NHKを交えて、今後アンテナでいくか公共ネットを活用したものでいくか結論を出していくことになるかと思えます。

それから、高林地区なんですけれども、こちらは現在、共聴組合はございません。鳴内、湯宮地区が難視聴ということで、地域にお話をしまして、地域で共聴組合をつくっていただいて、ただいま申し上げている方法どちらを選択していくか、こういうことも含めて今後詳細に詰めていく、こういう状況です。

それから最後に、鍋掛地区ですけれども、こちらはどちらかというと地域エリアすべてということではなくて、点在する形で難視聴の住宅が何軒か出てくると、こういう状況ですので、こちらの対応につきましては、先ほど3月補正の話をさせていただいておりますけれども、詳細な調査をして方法を考える、こういうことで進めている現状です。

以上です。

○議長（植木弘行君） 29番、齋藤寿一君。

○29番（齋藤寿一君） ただいまるる全地域においての難視聴の状況を聞かせていただいて、今回の3月補正によってもこれに対応する予算が出ております。状況ということで理解をさせていただきます。

続いて、最後の(3)に移らせていただきますが、補助等においては全体事業費の2分の1を国が負担し、市が支援した場合には県が2分の1を負担するというようなご答弁でありましたので、了解をさせていただくわけでありませう。

地上デジタル放送対策においては、本市においても期限つき対策ということで対応に迫られてい

るわけでありませう。一般家庭においても、地デジを見るために、あるいは負担金が生じたり、またテレビの買い換え等の出費が生じるわけでありませう。塩原温泉、板室温泉地区のホテル、旅館等においては各部屋にテレビが設置してあるわけで、地デジ対応のテレビとなると相当な経費負担となるわけでありませう。

今後、計画を進めるに当たり、市の対応を望み、最後に、地上デジタル放送は国の国策でもあり、半ば半強制的な事業であり、難視聴地域の住民にとっては驚きと不安に駆られた2000年であったわけでありませう。市としても、この対策に研究・検討を重ね、今日まで至ったわけでありませうけれども、いよいよ期限の2011年7月24日まで残すところ2年4カ月となったわけでありませう。

総工費650億円を要する東京スカイツリーは、建設工事が2011年12月竣工を目指し、始まりました。高さ610.58mは世界一のタワーとなり、施設としては、電波塔、展示場、博物館のほかオフィスが入り、展望施設は350mと450m地点に設けられるそうませう。そして、この新タワー東京スカイツリーからデジタル電波が送信されるわけでありませうが、この電波に乗り遅れないよう、本市の難視聴地域への対応を切に願ひ、私的那須塩原市市議会議員任期4年の最後の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、29番、齋藤寿一君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 平 山 啓 子 君

○議長（植木弘行君） 次に、10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 早いもので合併5年目を迎えました。栗川市政2期目が船出をしたところですが、さらに住みやすく、住んでよかったと言えるまちづくりを目指すとともに、合併して本当によかったと市民が実感できる市政運営のかじ取りを期待するものです。

5項目質問させていただきます。

まず、1項目め、道路交通安全施設整備についてお伺いいたします。

合併5年目を迎え、地域の方々からたくさんの要望が寄せられる。教育問題、年金、雇用問題、税金、道路、交通安全施策など、また、環境問題等、多くの不安を抱え生活しているのが現状です。その中から質問させていただきます。

(1)二区町内県道西那須野下石上線、たて道、市道Ⅱ—4号線が交差する変則5差路は、近隣の工業団地、大企業会社の通勤、子どもたちの通学時には特に交通量が増大し、大変危険な状況であります。西那須野下石上線からたて道、塩原方面への右折は特に厳しく、何度も事故が発生し、大変心配されておる場所です。交差点の早期改良と整備計画をお伺いいたします。

(2)市道Ⅱ—4号線にかかる横断歩道専用の信号機の設置についてお伺いいたします。

(3)市道Ⅱ—4号線と市道Ⅱ—10号線の交差点の点滅信号を通常の信号機に設置できないかをお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君の質問に

対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 10番、平山啓子議員の質問にお答えいたします。

道路交通安全施設整備について、3点ございますので、順次お答えいたします。

初めに、(1)の二区町地内の交差点につきましては、朝夕の通勤・通学時には交通量が増大いたしまして、県道西那須野下石上線と市道たて道線に約800m程度の渋滞が発生いたしております。

その原因といたしまして、道路構造上の問題では、交差点が変則5差路になっていることや、右折車線がないことが一因となっており、交差点改良の必要性については認識しておるところでございます。

このようなことから、二区町交差点を含む野崎駅周辺地区の渋滞解消策を図るために、平成20年7月から那須塩原市、大田原土木事務所、大田原市の3者による対策検討会を開催いたしまして、交通量の現況調査等を行っております。

今後は、これらの調査結果に基づきまして、これらの機関と連携して、引き続き問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)の市道二区町緑線（Ⅱ—4号線）にかかる横断歩道専用の信号機の設置についてであります。学校、地域住民から先月、市と警察等に要望書が提出されたところでありますが、那須塩原警察署に確認をしたところ、県警本部へ上申したとの前向きなお話がありました。

次に、(3)の市道二区町緑線（Ⅱ—4号線）と市道西堀線（Ⅱ—10号線）の交差点の点滅信号を通常の信号に変更することについては、那須塩原署に相談をいたしまして、警察署から県警本部のほうへつないでいただくよう要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） この箇所は、もうかなりの年数が危険区域の中で、ご利用いただいている方には当然わかっている場所でありまして、この地域住民の方には本当はかなり苦慮されている箇所でございます。

今、市長のほうからも、20年7月から大田原市、また、県土木事務所、また、本市、西那須を含めた調査が始まったということで、前向きに今、検討しているということで、大変ありがたく思っております。

今までもⅡ—4号線、これはよく事務局の方が銀座通りというふうに言っているらしいんですけども、朝夕の通勤・通学のラッシュ時にはかなりの渋滞になって、子どもたちなんかは、やはり歩道がないために雨の日なんかは田んぼの土手に乗って、見送っている保護者のお母さんたちも本当に毎日が死ぬような思いで送り出しているんだというような声も聞いております。

このⅡ—4号線に関してなんですけれども、以前にもいろいろな要望書など地域住民の人の声があったとお聞きしておるんですけども、そのときの対応は、過去のことなんですけれども、どうであったかお聞きしたいんですけども。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 二区町緑線、Ⅱ—4号線になりますけれども、この件につきましては、今から2年ほど前にも地元の区長さんのほうから要望書等が出ておまして、そういったことから現地調査等をうちのほうで行いまして、将来的には振興計画等にのせまして、整備する予定で今、計画を進めているところでもございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） ありがとうございます。

過去のことは別としても、そういう形が今になって実って、少しずつそのような調査に踏み込んだ結果になっているのかなというふうに思っていて、本当にここはかなり地域の方からの何十年も前から要望箇所なので、やはりこれからも、年数は今すぐというわけにはいかないでしょうけれども、これから現地調査、また、地元の方のアンケート調査なんかもきつとこれからやると思うんですけども、そういう中で、やはり市民の方の本当に安心を一日でも早くとっていただきたいということで、次の(2)の横断歩道用の信号機なんですけれども、これは横断歩道の信号機がほとんどの信号機に設置されているんですけども、なぜかあんな広い交通量の多いところに、本当に近くの小学校の児童生徒が通っているんですけども、なぜかここだけがついていない箇所なんです。

これもどういうわけでつけなかったか当時のことはわかりませんが、やはり今ついているのは車専用の信号機なので、やはり子どもが跨線橋からかなりのスピードで横断歩道に向かってくるので、そこでちょっとした事故なんかも発生したということも聞いております。

やはりこれも、今の答弁ですと、警察のほうに、県のほうに強く要望してくれたということで、本当に子どもたちが、できれば夏休みごろまでに設置できればありがたいなということを要望して、次の(3)に入ります。

このあとまた、Ⅱ—4号線とⅡ—10号線の交差点の点滅なんですけれども、やはりここはもうかなり前から大田原の野崎工業団地、川田工業、それから富士通、それから東芝などかなりの会社が密集している地域で、かなりの事故も発生している箇所なんですけれども、ここの信号機がなぜか点滅信号なのは、これは信号機は警察のことなん

ですけれども、これがなぜ現状のままなのか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

信号機全般に言えるんですけれども、各学校や地域住民の方々からたくさん要望がありまして、我々の現在のリストですと、32カ所県に要望をしております。毎年数カ所ずつつけていただいているんですが、どちらかというと新規に新しい道路ができたときにそちらを、当然大きい交差点になりますから、どうしてもそちら優先でついでいます。従前からの要望がなかなか減っていかない、要するに解消していかないという現状にあります。

さて、今回のご指摘の点でございますが、それにつきましては、従前は一時停止ということで、それで事故が起きるので、その対策として点滅信号機をつければ大分解消するんだらうということ、点滅信号になり、一定程度の役目を果たしているというふうに認識しております。

もちろん私もたまたま通りかかって、点滅信号機になった後の事故現場を見たことがありますけれども、それでもまだまだ事故が起きているのも承知しております。

そういうわけで、先ほど市長も答弁しましたように、要望を県に出していきたいと思っておりますけれども、なかなか、全くついていないところもあるわけで、その辺のを優先されたりということで、県警のほうでも優先度をある程度考えながらつけていただいているということで、市といたしましても要望はしてまいりますけれども、その点ちょっとご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） どうしても新規道路ができると、そちらのほう優先になって、本来ぜひ

つけていただきたい箇所が後送りになるというのが現実だと思います。やはり警察なんかに行きましても、お金がかかることだから、やはりそう簡単にはつけられないとか、また、新しい道路ができて、向こうのほう例えば利用が少なくても、それを持ってきてつけかえるわけにはなかなかないというようなことも心得ておりますけれども、この箇所は本当はかなり危険度が高いところなので、市のほうからも警察のほうにさらに後押しをお願いしたいところでございます。

また、ここは場所も、ちょっと地権者の問題というのもあるかと思っておりますけれども、そのような対応を市のほうとして後押しをしていただきたいなと思っております。

先ほど市長のほうからもご答弁がありましたけれども、先日、短期間ではあったんですけれども、地域住民の方の約1,900名のご協力を得まして、地域住民の声を少しでもお届けしようということで要望書を警察、県土木事務所、市長に提出したところです。本当にその地域住民の長年の要望をぜひ実現してほしいと思っております。

続いて、2項目めに入ります。

2項目め、インフルエンザ予防接種制度についてお伺いいたします。

私は、このインフルエンザ予防接種の質問はこれで4回目になります。でも、やります。

65歳以上の方々にはインフルエンザ予防接種助成金が出ているところですが、次代を担う子どもたちにもぜひ助成金をとの思いで伺うものであります。特に若いお母さん方からの要望です。

(1)猛威を振るうインフルエンザでの、今季における本市小中学校の学級閉鎖の状況をお伺いいたします。

(2)中学生以下を対象としたインフルエンザ予防接種の助成制度を新設できないかをお伺いいたし

ます。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、2のインフルエンザ予防接種の関係でありますけれども、(1)の今季におきます本市小中学校のインフルエンザによる学級閉鎖等の状況についてお答えいたします。

1月20日から2月16日にかけて、小学校においては学級閉鎖が4小学校で8学級、延べ12日間、学年閉鎖が2小学校で4学年、延べ10日間行われました。中学校におきましては、学級閉鎖または学年閉鎖ともにありませんでした。

以上です。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、私のほうから、中学生以下を対象としたインフルエンザ予防接種の助成制度を新設できないかということにお答えいたします。

現在、65歳以上の方や厚生労働省令で定める者で、60歳以上65歳未満の方のインフルエンザ予防接種は、予防接種法に定める定期の予防接種を行う疾病及びその対象者として実施しております。それ以外の者は任意の予防接種としての取り扱いとなりますので、助成につきましては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） (1)、(2)が関連しているので、一緒に質問を行います。

今季、猛威を振っているインフルエンザなんですけれども、やはり今、部長のほうからもお示しいただきましたように、かなりの学級閉鎖が全県にわたって行われております。特に県北は少ないんですけれども、宇都宮を中心とした県南に多

く、それが警報レベル、警報・注意報が発生しているところなんですけれども、本市においても豊浦小学校の1年生ということで新聞の記事にも載っておりました。

また、今までの最多は2002年度の延べ110校、それが本年度は大幅に上回って、3月4日までの資料しかないんですけれども、休業措置の学校が延べ172校で、前年に比べても5倍の勢いで広まっている。人数としても約8,400人がこういうふうな状況ということが出ておりました。

そういう中で、(2)のほうに入るんですけれども、これは、前にインフルエンザの助成金のご質問したときには、そのときの答弁に、乳幼児のインフルエンザ予防接種の関係は、平成5年の国の公衆衛生審議会のほうで、流行するウイルス型をとらえられず、ワクチンの構成成分の決定が困難であることから、予防接種制度の対象から除外することが適当であると答申があり、平成6年度より定期の予防接種から除外されたということなんです。効果や安全性について国からの指導や情報がない状況から、現在のところ市独自に助成制度を設けることは考えておりませんということで、ご答弁はその都度いただいております。やはりこれは、予防接種をしたからかからない、予防接種をしてもインフルエンザにかかるというようなその人その人の独自のあれがありますけれども、やはり最もかかりやすい中学生以下、中学生におきましては、受験なんかもきのう県立の発表がありましたけれども、受験シーズン中にインフルエンザになったら、やはりそういうのを逃してしまう。

また、小学生、今回のインフルエンザの休校はほとんどの小学生が対象となっておりますけれども、やはり乳幼児、小学生、中学生までの全生徒児童、幼児まではいかないにしても、やはり予防

接種、一つの予防接種の妨げとなっているいろいろなリスクをしようということで市も後ずさりをしているのではないかな、また、人数的にもここは人口もふえているところでありまして、そこら辺から予算もかなりかかるということで、そういういろいろなことが加味しているのかとは思いますが、長い目で見た場合に、やはり医療費の削減にもつながってくるのではないかなということが一つは考えられます。

また、親の負担を軽減するという意味でも、何としても市独自の助成を何らかの形でできないかなということをもう一度質問させていただきま

す。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど平山議員のほうからも述べられましたように、平成6年から任意の予防接種になったということなのですが、その経緯は先ほども述べられましたが、一つにはインフルエンザワクチンそのものの有効性がどうかというのがあったと思いますし、もう1点は、昭和62年から問診表に保護者に接種の意向を聞く欄を設けまして、それでやってきたんですが、接種率が著しく低下してきたということも考えられております。

もう1点、やっぱりインフルエンザのワクチンでございますから、特に低年齢の乳幼児に対しましてワクチンを接種するということになりますと、少なからずその副作用といいますか、それが生じるといったこともございますので、それらのことをかんがみまして、多分平成6年から任意の予防接種になったということで認識をしておりますので、そういったことも踏まえまして、現在のところ助成をする考えはないということで申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） これには、一つは経済的ということも考えられると思います。ワクチンによる副作用なんかも加味すると思うんですけども、やはりお子さんを2人、3人抱えた場合にはどうしても1人当たり6,000円から7,000円かかってしまうということで、やはりそこら辺も経済的なものもかなり加わってくるのではないかなと思

いまして、できましたらば、本当に乳幼児、1歳児ぐらいまでの助成なんかは考えられないかなと思

うんですけども、もう一遍お願いいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 繰り返しになってしまうんですが、今のところちょっと助成制度については考えておりません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） わかりました。またあきらめないで、この次また質問させていただきます。

このインフルエンザに関連するんですけども、世界的な大流行が懸念されている新型インフルエンザへの対応についての国・県・市の進捗状況をお知らせいただきたいと思

います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 新型インフルエンザの関係ということでございますので、答弁をいたします。

今、新型インフルエンザにつきましては、国におきまして平成17年11月に対策の行動計画というものを策定いたしております。それを受けまして、県においても同じ年、17年12月に行動計画の策定をいたしております。ただし、国におきまして20年11月に行動計画の改定案というのが示されまして、当初、行動計画で想定していたのと大分変わってきているところがございます。それが20年、

昨年の11月に改定案を示しております。

そういったことも受けまして、当市におきましては、昨年11月に新型インフルエンザ対策の庁内検討委員会を設置いたしました。この4月に対策本部を設置する予定でおります。それを設置してから行動計画の策定といったものに取りかかるといことで今のところ進めております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 本市においても今年度、21年度の4月にいよいよ対策本部が設置され、行動計画とか対応マニュアルの作成の準備がかかってくると思いますけれども、医師会との協議なんかはやられたんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど言いましたように、11月に庁内の検討委員会を設置したということで、今のところ内部的にどういったあれかということは今、詰めているといいますか、検討しているところでございまして、対策本部を設置してから今度、行動計画を策定する中において、当然医師会の方々とも協議をさせていただくということになっています。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） わかりました。

市民においては、難しいことは別としても、予備知識などを広報紙に載せてお知らせするなんていう計画はありますでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 何度も言葉が出てきて申しわけないんですが、対策本部を設置してから行動計画の策定をする形になりまして、その中で今度、マニュアルの策定というのが出てくるわけですが、そういったものが整い次第といいま

すか、それから市民の方にもお知らせするようになるかと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） わかりました。

市としても、前回のご答弁の中にも21年度いっぱいまでに策定するというご答弁もありました。そういうのを踏まえまして、ぜひとも少しでも早急に設置をお願いいたしまして、次の3項目めに入ります。

3項目め、庁舎内の整備についてお伺いいたします。

市民が安心して利用できる庁舎整備の充実を目指して、次の点についてお伺いいたします。

(1)庁舎窓口の対応として、市民との対話の充実を図るため、ローカウンターに改良してはどうかお伺いいたします。これは特に西那須野支所についてのことです。

(2)西那須野支所玄関入り口自動ドアを改築し、寒さ対策をしてはどうかお伺いいたします。

(3)西那須野支所1階の空きスペースを利用し、授乳室を設置できないか。また、本庁授乳室の利用状況をお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君） それでは、庁舎の整備について順次お答えをいたします。

まず、ローカウンターの設置についてであります。庁舎窓口におけるローカウンターの設置状況は、本庁では市民課、保健課、高齢福祉課、社会福祉課、子ども課合わせて15席を設置しております。

また、西那須野支所では、保健福祉課に8席、塩原支所では、総務全課、市民福祉課、産業観光建設課、上下水道部塩原事業所及び塩原公民館の

図書コーナーに、合わせて16席を設置しております。

それぞれの庁舎で必要と思われる窓口にはローカウンターを設置しております。

次に、西那須野支所の玄関入り口の自動ドアのことについてお答えいたします。

風よけ対策として風除室を設けておりますが、2つの自動ドアの距離が短いために、同時に開いているということになります。これまでに玄関にエアカーテンやつい立てを立てるなど、工夫して寒さ対策を講じております。

次に、西那須野支所1階の空きスペースに授乳室を設置できないかとのことでありますが、授乳室の設置につきましては今後の検討課題とさせていただきますと思います。

当面、授乳の希望がある場合には、あいている部屋にご案内することで対応をしていきたいと考えております。

また、黒磯庁舎の授乳室の利用状況であります。こちらのほう、利用に関する統計はとっておりません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） では、(1)のローカウンターの件なんですけれども、やはりこれから少子高齢化、高齢の方々、若い人よりもどちらかという役場に足を運ぶのは高齢の方が多いいんじゃないかなということもありまして、また、相手の話を聞く、どのような要件か、ゆっくりと相談できるというためには、あそこの高いカウンターの上でぶら下がって聞いているような光景も見受けられます。座って相談できるというのは、やはりゆっくりと相談できる、安心して相談できる、心を開けるというので、やはり低い、座ってできるというのは一つの住民サービスということも考えて、

ぜひこれは取り組んでもらいたいと思います。

今の答弁で、西那須野支所なんですけれども、保健部、必要と思われるところは低くなっていると思われましても、やはり西那須野支所の場合はあそこだけなんです。今後、せめて1階のところだけでも住民サービスの場として、また、相手の話をゆっくり聞くということも勘案して、やはりローカウンターにぜひとも取り組んでもらいたいと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

今までにもこういうことはなかったんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 現在の保健福祉課のローカウンターの窓口は、1回工夫をして増席をした経過があります。今の形とは反対に引っ込んだ形で、半分ぐらいのローカウンターしかありませんけれども、現在の形に改良して8席にしたという経過を持っております。

なお、全体的には、窓口の業務のほうからそういうふうなローカウンターへの改善・改良について相談があれば真剣に検討したいというふうに考えております。

なお、全部をローカウンターにする必要はないというふうに思っておりますので、必要なところは相談をして改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 確かにその課によっては、忙しいときなんかは次の人が待っている、早く済ませたいという気持ちもわかります。やはり気は焦って、何とか早く終わらないかなという、そういう気持ちもわかるんですけれども、来るお客さんは1人なんです。その人が本当にどのような要件で来るのか、安心して相談できる体制という

のは、やはりこれは住民サービスの場として本当に必要なことだと思います。もし忙しくて待たせるような場合は、番号札などを渡すなどしてそういうのに対応することもいいんじゃないかなとも思うんですね。

あとは、後で待っている人のためにいすをあそこに、広いクッションみたいなのが、よく子どもが寝転んでいるんですけれども、あそこら辺も改善して、待っている人のためにいすなんかを置くことはできないでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 西那須野支所には待合のいすを相当数用意していると思っておるんですけれども。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） テレビの前に4つ、5つあって、あとはじゃ、私が見過ごしているのかもしれないけれども、やはり何といても、どちらかというと市役所に赴く人の声としては余りいい返事は聞かれないんですけれども、職員の方も精いっぱい対応しているところなんだろうけれども、二度と行きたくないというような不満も聞いております。

あと、どうしても相手の話をじっくり聞くという意味で、本当に保健の、今の福祉部だけではなくて、本当に必要と思われるところを何とか改善していただきたいなというふうに思って(2)に入ります。

玄関の自動ドアなんですけれども、先ほど答弁がありましたように、自動ドアとその次の自動ドアとの間隔が狭くて、寒さ、強風対策のためについ立てとか、そういうようなエアカーテンなんかもあるんですけれども、余り格好いいものじゃないなというふうにも思います。逆から入ってきた場合は、車いすなんかもご使用の方がいるので、

そこを改善するということはあれなんだろうけれども、正面から入ってきたときに、もうちょっと次の自動ドアをちょっとずらしていただければ寒さ対策もできるんじゃないかなと思います。

また、職員も、寒さ対策のために各自が足元に全部電気ストーブを一つ一つ置いているという状況なんですね。これも一つの大きな無駄にもつながるんじゃないかなと思ひまして、再度改良のことをお尋ねいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 自動ドアの改造につきましては、例えば玄関の入り口のほうは、東正面玄関のほうはスロープがあるために外側には出せないんです。内側に突き出す形で距離を確保するほかない。それから、北西側、ピロティー側から入ってくる自動ドアは、今度は内側にスペースがないために外側に突き出して改造する。距離を確保するためにはその大改造が必要になってくることとなります。そのほか、どちらかのドアをタッチ式に変えとか、工夫する、検討する余地はあり得るとは思いますが、現在のところまではつい立てなどで風よけをしてしのいでいるということでございます。

エアカーテンも設置したんですけれども、確かに効果はありそうなんですけど、音がひどくてちょっと使えない。福祉のほうの相談をしている声が聞こえなくなってしまうというふうな弊害が出てきてしまひまして、なかなかエアカーテンは使いこなせない状況になってきて、今はつい立てで対応ということになります。

こちらのほうにつきましては、改造するということはすぐにはお答えできませんけれども、そういうことで、課題だなということでは十分認識しております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） わかりました。

やはり何とか皆さんで知恵を出し合って、少しでも予算を少なく、効果が出るような改築をしていただきたいと思います。やはり一人一人職員の足元に1台ずつ全部電気ストーブがあるなんていうのはちょっと、そこも無駄につながると思います。寒さを我慢していればそのうち暖くなる、夏になるというのをきつと繰り返して今まで来たんだと思うんですけども、やはりこれも長い目を見たとき、思い切った改築も必要なんじゃないかなと思います。

(3)に入ります。

本庁授乳室なんですけれども、あれは何かご使用になりたい方はこちらのほうにお声をかけてくださいと書いてあるんですけども、ちょっと何となく暗い雰囲気ですよね。授乳室というか、何か取調室のような感じで、利用しているところは見たことはないんですけども、もうちょっと明るく、赤ちゃんが使っているという感じで、あそこなんかもうちょっと改善をしたらいいんじゃないかなと思っております。

また、西那須野庁舎なんですけれども、今、正面玄関に入って左口に特産物のこういうコーナーが設けられておりますけれども、あそこを何とか改善して、若いお母さん方が気軽に授乳ができるような、本当につい立てとか、そんなお金をかけないでできるんじゃないかなと思って質問させていただいたんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） あそこに授乳室をつくらうと思えばつくれるんですが、例えば簡易な間仕切りをして中にベビーベッドを置いたり、ちょっとした長いすを置いたりすればできるわけな

んですけども、実は2階から全部丸見えになっていきますので、吹き抜けになっていきますので、ちょっとあそこにつくるには工夫を要するなというふうな感覚を持っております。

それから、本庁舎の授乳室は市民室の一角にあるんですけども、簡単な間仕切りで外側から見えないようにカーテンをしてあるんですが、中に入った感じ、暗いという感じはしないんですけども、残念ながら利用は少ないなというふうに思っています。

いずれにしても、窓口サービスの補助としての授乳室というふうな発想ももちろんありますけれども、最近では、若いお母さん方の外出を助けるためにいろいろなところで授乳室を設置して、子育て施策の一つとしてやっているというような自治体も聞いております。

そこまで頑張らなくても、当面、西那須野支所は、先ほど答弁申し上げましたとおり、ご要望があればどこか1階の空き室などを活用したいと思いますし、秋以降になると、電話を直接ダイヤルインにする計画がありまして、交換室があいてくるというふうな状況もあるものですから、今の交換室の活用なども検討したいというふうに思っておりますので、しばらく時間をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 少しでもそういうところは明るい雰囲気の、みんなが活用しやすいような雰囲気をつくっていただきたいと思います。

今、秋口になると交換室がなくなるということなんですけれども、やはり本庁と西那須野支所では玄関を入ったときの雰囲気が違うんですね。それで、どうしても西那須野支所にも総合窓口案内というか、そういうのを何とか欲しいなというよ

うな市民の方の要望もあるんですけども、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） この庁舎の場合、玄関から入ってきますと、階段スペース、あるいはトイレなどの公共スペースがあって、窓口全体が見られないというふうな構造になっております。ですから、受付案内を置いておく必要性というのが西那須野庁舎に比べてはるかにあるというふうに思っております。

西那須野庁舎の場合には、入っていくとざっと一目で見られるということで、わからない方がいらっしゃれば声をかけるなどの対応をして、当面それで対応しているわけです。あえてあそこに1人専門に置いてというふうなところまではまだ考えておりません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） やはり御用で相談に来たときに明るい対応を希望いたしましたので、次の4番に入ってまいります。

ゆ〜バスの運行についてお伺いいたします。

交通不便地域に住む住民、特に高齢の方々にとって、交通手段の確保が厳しい状況にあります。

(1)ゆ〜バス路線の見直し、拡大について、どのように考えているかお伺いいたします。

(2)各保健センターで実施している市民健康診断日にゆ〜バスをどのように運行しているかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） ゆ〜バスの運行について2点のご質問がありましたので、順次お答えをいたします。

まず、1点目のゆ〜バス路線の見直し、拡大に

ついてでございますけれども、3月6日の公明クラブ会派代表において吉成議員へお答えしたとおりでございます。

2番目の各保健センターで実施している市民健康診断にゆ〜バスをどのように運行しているかについてでございますが、ゆ〜バスは、市民の皆さんの要望等を取り入れながら地域の定期路線バスとして運行しているものであり、市民健康診断等への臨時的運行はできませんので、その運行サービスに合わせたご利用をぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 先日、会派代表の吉成議員のほうに答弁がありました。そこで、一、二点なんですけれども、ちょっと質問させていただきます。

見直しの件なんですけれども、今までにもほとんど乗らないところはカットしたり増便したり、路線変更などのいろいろなところで苦慮されているということもわかっております。また、21年度から調査・研究が始まるということなんですけれども、その中にどうしても西那須のほうの方の声が、交通不便地域の1区、2区、3区、4区ですね、地域の今後の計画の中にも入っていますでしょうか、この点をお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

現在のゆ〜バスの運行につきましては、一応スパンを5年間、基本的に現在の運行系統を基本にやっつけようということでございます。

来年度から検討を始めるというのは、早目にいろいろな研究をしないと抜本的な改善はできないということで、来年度から取り組もうということ

で、ある程度事務レベルで勉強を始めたいということで私のほうからも担当者に指示をしております。

その中で、単純にゆ〜バスをどんどんふやしていこうという、なかなかそれについては難しいなと。例えば、平山議員からもご提案がありましたデマンドバスとかデマンドタクシーとかというふうな分野等々、あと、地域で皆さんがある程度ボランティア的発想を含めて地域の皆さんが動かし始めているという事例等も少し見受けられてきております。

そういう抜本的な研究に入らないと、先ほど補正予算を認めていただきましたけれども、6,000万円の赤字を出しているわけですので、どんどんふやせばこれが黒字になるということはなかなか難しい状況もありますので、いろいろな工夫をさせていただきたいということで、この時点での地域が不足しているからそこを主眼にして検討するというような具体的なお答えはできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 今回、ゆ〜バスの件では、交通不便地域の方々への対応ということで質問をさせていただきました。ゆ〜バスの停留所まで遠く、足がなくて行けないという方が、そういう地

域に住んでいらっしゃる方もたくさんおります。

そこで、やはりいよいよ先ほどの答弁じゃないんですけども、デマンドバス、乗り合いタクシーの出番かなとも考えられます。今回、不便地域の生活の足を守るために、膨れ上がった行政負担の圧縮を図るということで県から補助金なんかも出ております。そういうのを活用して、今回の大幅な見直しが見込まれると思います。年間6,000万円の赤字路線をいつまでも続けていくことは本当に厳しいと思いますので、少しでもその痛みが軽いうちに、いろいろ皆さんで知恵を絞りながら、本当に見直しをして、市民の要望にこたえていただきたいということをお願いいたしまして、次の5の女性の健康支援について質問いたします。

健康に不安を抱える女性がふえております。同じ病気でも、男女間で原因や症状、治療法も異なる場合が多く、欧米では性差医療が常識となっています。20代、30代の女性の間で現在、急増している子宮頸がんについても年間7,000人がかかり、約2,400人が亡くなっている状況です。各国では予防ワクチンが承認され、治るがんになっているにもかかわらず、アジアにおいては、日本と北朝鮮がいまだ承認されていない現状です。世界的に見ても、日本がいかに女性の健康後進国であるかがわかります。

そこで、女性が生き生きと健康で仕事に励み、子育ても楽しんでいけるような環境整備が求められております。

(1)市内病院の女性専門外来の設置状況についてお伺いいたします。

(2)一生を通じて健康を守るための「女性健康サポート」の発行について、その後の検討状況についてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、女性の健康支援についてお答えいたします。

(1)の女性専門外来の関係ですけれども、市内の病院の女性専門外来の設置状況でございますが、市内に設置されている医療機関はございません。

(2)ですが、「女性健康パスポート」の発行についてでございますけれども、昨年の3月議会にも平山啓子議員からご質問をいただきましたが、現在、市では、保健事業に参加した40歳以上の方には健康診査医療の記録を記載した健康手帳を交付し、健康増進に役立てていただいております。

なお、国におきまして、生涯を通じた女性の健康づくりについて検討されているようでございますので、これらの情報を得ながら研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） この質問も過去に何回も質問させていただきました。女性専門外来は、今、全国では200カ所にも配置されて、女性に大変喜ばれているところですが、今の答弁のように、本市においてはゼロなんです。やはりこれは、医師不足、女性医師のさらに不足ということもありまして、各自治体ではベテランの看護師さんによる相談窓口を開設したり、そのようなことで対応しているというところもあります。

本市におきましても、今度、大田原の日赤が移動になる計画があります。そのような中で、ぜひそちらのほうに専門科外来の設置を強く要望していただきたいことをお願いいたします。

また、(2)「女性健康パスポート」も前回質問させていただいたんですけれども、やはり母子手帳、または健康手帳があるんですけれども、病歴や投薬歴などを記載した健康パスポートが来年度から地方自治体レベルでモデル事業として開始される

ことになりました。やはり早期発見・早期治療が命を救うということで、ぜひ本市におきましてもそのときには前向きに取り組んでいただきたいと思います。

こちらも要望なんですけれども、最後に、政治、経済、文化、芸術すべてが人のためにあると言われております。私たち議員も、那須塩原市民のためにお役に立つことを決意いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、10番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 早乙女 順子 君

○議長（植木弘行君） 次に、12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、早速1番目の質問、栗川市政2期目の市政運営のメインテーマ「市民との協働のまちづくり」についての質問から始めます。

市政運営方針で、「厳しい状況下にはあるが、100年にわたって培ってきた開拓者精神を引き継ぎ、将来に向けて明確な目標を掲げ、市民と行政が知恵と力を合わせ、この時代の大きな変革を乗り越え、未来を切り開いていかなければならない」と述べ、栗川市政2期目の市政運営のメインテーマを「市民との協働のまちづくり」と掲げ、今後の取り組みについて基本的な考えを表明し、その第1に「人と自然が支え合うまちづくり」を挙げています。

そこで、以下の5項目についてお聞きいたします。

市民が行政と知恵と力を合わせ、この時代の大きな変革を乗り越え、未来を切り開いていくとは

具体的にどのようなことを指していますか。次世代に引き継いでいく、市民が誇りと愛着を持っているふるさとの自然環境とは具体的にはどのようなものと認識していますか。人と自然が支え合うという言葉をもとにどのようなイメージを持ってお使いになったのかお聞かせください。

その上で、那須塩原市は産業廃棄物施設が多く設置され、産廃がつくりやすいまちとして産廃業界では有名です。その産廃のつくりやすいまちとのイメージを払拭しなくてはなりません。さて、どう変えたらよいのでしょうか。トップとしてのお考えをお聞かせください。

②環境を守るための基金の創設や産業廃棄物対策の強化、ごみ減量・適正処理などに取り組むとありますが、産業廃棄物対策の強化とは何を行うのか。先日のさきの議員に対しての答弁より具体的にお聞かせください。

③福島大学に委託している産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する周辺環境影響等に関する研究調査に期待できることは何かお聞かせください。

④産廃の集中立地による環境破壊を防止するため、引き続き立地規制の方法について検討していくとありますが、検討しただけでは具体的に国や県に働きかけられません。立地規制等の具体的な方法はいつごろになったら出てくるのでしょうか、お聞かせください。

⑤4月からの新しいごみの分別・収集では、有料化による一時的なごみ減量効果しか期待できないと予想しますが、清掃センター（那須塩原クリーンセンター）を独自に運営することで、ごみ減量・適正処理で何か期待できることはあるのでしょうか。

以上、5点についてお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君の質問

に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 12番、早乙女順子議員の一般質問にお答えいたします。

1の栗川市政2期目の市政運営のメインテーマ「市民との協働のまちづくり」についての①についてお答えをいたします。

市民と行政が知恵と力を合わせ、この時代の大きな変革を乗り越え、未来を切り開いていくとは具体的にはどのようなことかとのご質問ですが、これは、まちづくりの主役である市民と行政との協働によるまちづくりをイメージしております。

具体的には、市民と対話を重ねていく中で、市民と行政のそれぞれの役目を見出して、その役割を担い、連携して、人と自然が触れ合う安らぎのまち那須塩原市の実現のために取り組むということでございます。

次に、次世代に引き継いでいく、市民が誇りと愛着を持っているふるさとの自然環境についてですが、具体的には、きれいな水、きれいな空気、そして、それらが生まれる森林です。森林では、動植物が生息・生育し、私たち人間にも安らぎや憩いの場となっております。

人と自然が支え合うという言葉はということでございますけれども、水と空気と森林を守り、育てるという自然への人々の優しさと申しますか配慮と申しますか、そういうことございまして、その守り育てた自然の豊かさによって人々の暮らしが安らぎを持てるという共生をイメージしたものでございます。

産廃のまちを払拭できないかということでございますけれども、本市が産廃のまちだというイメージを持たれることは、市民生活、産業振興などに大きな影響を与えるおそれがございます。その

ためには、産業廃棄物の強化を図り、立地規制などの方策について検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私のほうからは、2番から5番までのお答えをさせていただきます。

②の産業廃棄物対策の強化とは具体的に何をを行うのかにつきましては、3月6日の公明クラブの吉成伸一議員の会派代表質問に答えたとおりでございます。

なお、その後、金子議員、高久議員のご質問等々でもお答えをしたとおりでございます。

③の福島大学への調査研究委託に期待できることは何かにつきましては、3月5日、創生会の金子哲也議員の会派代表質問の産業廃棄物処理場の対策についての中でお答えしたとおりでございます。

次に、④の立地規制方策について具体的な方法はいつになったら出てくるのかということでございますけれども、産業廃棄物処理施設の立地規制方策を検討するに当たっては、地域の実情を十分にしんしゃくしながら取り組むことが重要であると考えております。とりわけ水道水源保護条例やその他の土地利用の規制方策など、土地利用に一定の制限をかけるような方策については、いずれにいたしましても私権を制限することにもなることから、その検討に当たっては、住民の理解を得ながら慎重に進める必要があると考えております。

したがって、これら方策の展開に当たりましては、住民と何度も対話を重ねながら慎重に検討していかねばならないことから、具体的にいつまでに結論を出すというようなことは現段階では明言することができません。

次に、⑤の清掃センター、いわゆる那須塩原ク

リーンセンターを独自に運営することでごみ減量・適正処理で何か期待できることはあるかのご質問でございますが、今までも収集運搬及び処理について広域行政事務組合と細部にわたり協議を行ってきておりまして、運営が那須塩原市独自になったことで運営の内容が大きく変わることはありません。

なお、新しいごみ処理のシステムのスタートが有料化による一時的な減量効果とならないように、さまざまな施策の実施を通して市民の皆様のご理解をいただき、自発的な取り組みが定着していくよう、さらなる努力を重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） さきの質問者にお答えしたとおりでというのは予想できましたので、ちょっとここで改めて幾つかお聞きしたいと思います。

先日の産業廃棄物対策の強化についての質問でのご答弁でもそうでしたけれども、いつも対策として一つに福島大学に委託しているということをお挙げになります。それで、私も最初は大学に委託して何かいい方策が出てくるのではないかと期待しました。2007年度の報告を読みまして、啞然といたしました。ほとんどが県内の研究者の論文の引用や分析、栃木県のデータの分析、わずかに調査したのは水質調査、新たな発見はなく、那須塩原に関心を持っている県内の研究者であつたならだれでも知っている、私も予想がつくような内容でした。

まちづくりに関しては、すべて福島県で、特に三春の例を引用して解説しております。地域住民、農林業を含む産業界、行政、その他NPOなどを含む専門家集団などが協働・連携していくことの必要性などをその報告書では述べております。こ

のまちづくりの手法は既に三春に限った手法ではなく、全国で先駆的なまちづくりをしているところでは当たり前の手法でございます。

2007年度は福島大学への研究委託、予備調査というふうに報告書に書いてありますので、予備調査なんでしょう。予算は200万円、今年度は500万円の調査研究、そして来年度、今、予算を審議することになりますけれども、500万円、合計で1,200万円の調査研究費となります。今後、期待できる立地規制に役立つ報告書となってくるかは2008年度の研究報告が出てから判断いたしますが、先ほども言いましたように、立地規制は私権を規制をすることになるので、もう既に報告書が出る前に早急にそれで何か対策ができるというふうなことではないようなご答弁がありました。

1つ確認いたします。福島大学への委託は、研究題目は、産業廃棄物最終処分場の立地規制方策等に資する、ここで資するですからね、周辺環境等に関する調査研究とあります。つまり、周辺環境等に関する研究だけですか、お聞かせください。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えいたします。

研究内容のタイトル等につきましては、議員から今、ご質問の中でお話があったとおりでございます。当方といたしましては、やはり基礎的なものから国に訴えていくためにも、以前の提橋先生等々の昔からの研究等もちろんありますので、それを踏まえつつ、新たに現況をよく分析していただきたいと、また、地質学的、水理学的な分野が金額的にかなり多く占めておりますけれども、そういう分野と法制的な問題、土地利用規制や水資源条例や、その他方策等についてと、大きな2つの柱で提言をいただきたいというふうに考えております。

最終的には、その提言を受けて市が独自に判断

をし、市民の方々と協議をしながら進めていくというスタンスでやっていきたいということで、1年目は確かに200万円の委託料でありましたので、予備調査というレベルでありました。今年度はもう少し突っ込んでやっていただいておりますし、実際にモデル地区として高林地区を全戸アンケートを行いまして、それらについて分析に入り、話し合いに入っているということでありまして、先ほど答弁しましたように、いろいろな規制をかけるには住民の理解が必要だということで、時間をかけ、手段としてそういう話し合いの場を設けて、今、進めているというような状況でございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、福島大学からの提言をいただいて、そして、その後考えていくというようなことなんですけれども、研究目的・内容、先ほどはタイトルだけでしたので、今度は研究目的・内容のところには、最終処分場の設置を規制するための方策等に資する、資するですからね、周辺環境影響調査や独自の条例の可能性等について総合的な観点から検討を行うものである。総合的な検討を行うものであると書いてあります。ここで言う資するとか、独自の条例の可能性について検討を行うとの表現はどこまで期待してよろしいのでしょうか。

先ほど提言をいただくとおっしゃるんですけども、立地規制方策等に資するための研究ですから、立地規制等に対しての提言や具体的な条例は出てこないというふうに認識してよろしいのでしょうか。それとも、それを使うようなモデル的な立地規制方策、それともモデル的な条例まで提言をしていただけるものなのでしょうか。

その辺のところをどこまで、よく周辺環境影響評価みたいなのを産廃のときとかいろいろな開発のときやりますよね。そういうような項目と同

じような項目もやりますけれども、それと同じレベル、それを超えて、よく皆さんがいろいろな計画を立てるときにコンサルを使って、そして具体的な提言までを受けるような使い方をするコンサル、でも、この福島大学との契約書を見ますと、資するとか検討を行う、研究をしているということにとまって、その研究の成果をあなたたちが役立たせなさいということまでしか出てこないんじゃないかなというふうに思いますけれども、どの程度までの約束がこの契約でなされているのかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

今、お話がありましたように、資する、その言葉どおりでございます、基本的に、条例案文まで出させていただくとか、その辺は、まだ方策の模索中でございますので、その後の段階になると思います、具体的なものは。ですから、現在はそういう資するための調査検討と実地フィールドワークということで現場に入って模索していただいているということですので、この段階で方策が固まれば、じゃ、こういう案文がいいだろうという方向になるとは思いますけれども、まだ方策が固まっていますので、そういうところまでの契約というふうにはしておりません。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今年度で本調査の報告書が出てくるとは思いますけれども、今年度は500万円ですからね、200万円の2.5倍、きっと2.5倍の報告書が出てくると思うんですけれども、内容的に。実際に具体的な提言に結びつけられるような内容が出てくるかは報告書を見ないとわかりませんので、ここで私が断じることはやめて、ちょっと角度を考えて、いつも出てくるのは福島大学ということと、総量規制をするということで国に

要望しております。

ということで、先ほどの名前が出ていた高久議員への答弁では、法律の問題ですから法律を変えないといけない、全国と同じ問題を抱えている自治体と一緒に働きかけていくというふうにご答弁なさっていると思うんですけれども、御嵩が事務局をしている産廃の市町村連絡会では、那須塩原市が加入する前には国に対して意見書を出しております。その後、市町村連絡会では国に働きかけというのは実際にしているものなんですか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

実際に東京で、今年、研究会をやりまして、その一連の流れで環境省のほうへ要望を出しております。その中で私どもがお答えしている中身として、一番我々が大切なものだと思っているのは安定型の処分場全体を、もうそういう制度をなくしてくださいと、抜本的解決に最終処分場はなりませんので、その文言は入れていただいて環境省のほうに出していただいております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） それはもう既に数年前に市町村連絡会なんかにも声をかけましたし、ゴミ弁連で既に環境省のほうに出しておりますし、私たち市民団体でも何度も何度も環境省のほうには安定型の処分場はもう危ないんじゃないかということで出して、その結果、水戸の全県でも安定型の処分場が裁判で負けましたので、環境省は審議会を設置しております。それで、安定処分場に関して、もう本年度に検討にも入りましたけれども、委員会は非公開、どういうふうな内容になってきているのかがわからないんですけれども、そういう中で、法律のどこを直したい、ただ安定型の処分場は要らない、なくしてくれ。どうして

という部分がなかったら法律は変わりませんが、具体的に法律のどこを直したいのか。その前には福島大学の委託は理論武装となるというふうにおっしゃっていましたので、理論武装になるような提案が出てくるのかどうかと、具体的に安定型の処分場のどこをどういうふうにして欲しいというふうに提案をなさったのか聞かせてください。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

政府筋への要望の中にどこの何条をこういうふうにして欲しいという要望を出す場合も時折はあるかもしれませんが、概要を伝えるのが基本で、その条文をどう改正するかは国のほうでそれに沿ってやってくれるというのが通常の要望のやり方だと思います。

その中で、我々のほうとしては、最終処分場は判例等でも明確になってきておりますけれども、水資源に与える、地下水等々に与える影響が非常にあると。信用できないというようなところまで判決の中にありましたけれども、そういうことで、非常に不安な施設だということで、その連携はやめていただきたいということで、それを受けて、国がそのようにしようとなれば、そういう規則なり通達も含めて直していただけるというふうに期待をして要望しているわけでございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ちょっと角度を変えて質問いたします。

青木の地域を歩きますと、青木地区の産廃反対の看板、戸田にも看板があります。そして、青木地区のところをちょっと見ましたら、あの地域の運動の方向性を示している看板だなどと思ったんです。最初は生活が脅かされる不安がメインの看板でした。産廃はもう要らねえという切実な気持ちの看板も立てられています。でも、あるとき、

青木の産廃反対の看板が、新たに加わった看板がかけ変わりました。子どもたちが未来の青木をどうしたいかのメッセージが読み取れるような看板です。

私は、全国の産廃の反対運動をしている現地、いろいろなところを訪れています。一般廃棄物の他県からの持ち込みで問題になっている敦賀とか水俣、IWD東亜で大きな処分場をつくろうとしていた水俣、大量の不法投棄がされて特措法の対象となっている豊島、そして岐阜の椿洞、あと、県内では栃木の鍋山、過去であれば塩谷、そして、同じ県内の中で不法投棄された処分場を処理するからといって、その何倍もの処分場をつくろうとしている県の理不尽な対応に苦慮している馬頭、そして、安全ではないと思われている溶融スラグで埋め立てをしようとしている大谷等、いろいろなところを案内していただいているんですけども、看板はやっぱ、反対運動の看板というのは生活の不安を訴える看板、そして、産廃は要らないという意思表示の看板です。

でも、青木の子どもたちからのメッセージ、ああいう看板は私、初めて目にしました。次の子どもたちのために、この大地や水を汚してはいけない。未来に責任を持つのが大人だというふうに感じました。

先ほども市長は、やはりきれいな水、空気、そして森林、それを守らなきゃならない、本当にそうだというふうに思います。

そこで、市長はオオタカ保護ネットワークのシンポジウムのところに参加していて、そこでメッセージも寄せていましたけれども、本当に美しいアカマツの林、雑木林、田畑の上を飛ぶオオタカが舞うこの那須野が原に生まれ育った市長、そして市民が誇りと愛着を持っているふるさとの自然環境とはどのような環境か。それを守るために大

人が何ができるのか、子どもたちに考えをご披露
いただけないでしょうか。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） この那須野が原の自然環境
を守るという考え方の中身でございますけれども、
ただいまさまざまなご意見が出ております。行政
として私ども産廃の反対運動もいたしております。
先ほど部長のほうからも話ございましたように、
私どもも国の環境省のほうにも出向いて、私ども
の訴えもいたしております。

先ほどの話にありました安定5品目の産廃場
でございますけれども、安定5品目というのは、捨
てて腐らないとか、そういう意味での安定性がある
という判断で国が示しているんだろうというふう
に思っておりますし、その5品目の中で不純物
等々が含まれる許容範囲というものが5%と伺っ
ておりますけれども、そのぐらいはあるという話
でございます。そういうことになりますと、決して
安定した形のものであるというふうには認識は
しますが、安全なものであるという認識は
私ども持っておりません。

そういう意味で、この那須野が原の大地、なぜ
このようにごみが捨てられるのかということでの
訴えの中で、以前は砂利穴にごみを捨てていたと
いうのがもともとの話の始まりでございまして、
結果的には、今度は砂利を取って、砂利を売って、
さらにそのあいたところに安定5品目を入れると
いうのが今の産廃の埋め方ということになってお
りますので、そういう方法はもうとらないでくれ、
法律上こういうのは許さない方向で検討してい
ただきたいという要望をいたしておりますし、総量
的にも、この那須野原にこれだけの産廃が処理さ
れておる状況は決して普通ではないということ
で訴えをいたしておるところでございます。

先ほどもこの話の中で申し上げましたように、

あの地域、明治からの開拓の土地、そういう中
では祖先が汗水をたらし、やっこのような緑豊
かな自然の中で人間が生活のできる環境が整っ
てきております。これらの状況の中で、これら
を維持していくということは当然私たちの責務だ
というふうに思いますし、この環境を将来とも子
どもたちに引き継いでいきたいという気持ちで、
今、さまざまな産廃を含めた、また、自然環境
を含めた中での将来のこの地域のビジョンとい
うものは、そういうものを原則的に守って進め
ていきたいという考えでございまして、今回の
指針等につきましても、そういう意味も込め
ながら私の考えを述べたところでございませ
う。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） この那須野が原のす
ばらしいアカマツ雑木の混合林があつて、生活
する糧になる田畑があつてというところに私
たちは生活している。本当に那須野が原を私、
大好きです。それを守っていききたい、市長
も守っていききたい、その気持ちはみんな
同じだと思います。

それで、それを守っていくときに、でも、よ
から来て産廃が捨てられてしまう。それを守
っていくときに、だれと一緒に守ろうとしま
すか。部下である、ここにいらっしゃる優
秀な方たちの考えを取り入れることだけ
でしょうか。市長が任命した審議会の委員
さんたちでしょうか。大学の先生
でしょうか。

そのときに本当に守ろうとして一緒にや
ろうとするのは市民なんだというふう
に思いますけれども、またここで角度を
変えてみますけれども、昨日、眞壁議
員の仙台育英の跡地に関する質問の
答弁を聞いていまして、不思議だ
なというふうに思ったんです。眞壁
議員もお困りになったと思いま
すけれども、教育委員会にあそこ
を使う関係者が

要望を出して、企画部にはさまざまな市民団体が要望を出して、それらを総合的に判断して物事が決まっていくというシステムにはどうもなっているように私は思えませんでした。各部連携しているというふうにも思えずに、担当部署に不可侵条約でもあるかのごとく、企画部は遠慮してどういうふうにしたいのかをもっと明確にしてくださいましたし、そういう中で、あそこの仙台育英ってとても見た感じもイメージが払拭できるような風景なんですね。あれを使わない手はないなと私は思ったので、もったいないなというふうに思ったんです。

それで、こういうことを決めていく、さまざまな市民の意見を取り入れて物事を決めていくプロセスをこの仙台育英の利用については省いていないかどうかというふうに思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 早乙女議員に申し上げます。どのような角度からの質問になるわけでございますか。

○12番（早乙女順子君） その次につながりますから。

○議長（植木弘行君） はい、わかりました。企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） また仙台育英学園の話に戻るわけなんですけれども、あの土地が無償譲渡されるまでの経過につきましてはこれまで何度もご説明していただきましたので議員もご承知かと思えますけれども、そういう時間の制約の中で、あそこは既存の教育施設として活用されてきましたので、仙台学園さんのほうもその設置の趣旨に沿っての活用をという前提でお話があった、このように聞いております。

そういう中で、市長のほうから庁内での利活用というものを考えろ、こういうことで、庁内の中

で検討会議を持ち、その後、市長の意思決定をいただいで、これまでお示してきたような利用の仕方という、その時点での市の考え方を決めた、こういうことでございます。

ですから、市民の方を交えてどうのこうのというよりも、そういう前提の中で、あの施設の現況、それから将来の利活用での最も市民の皆様に活用していただける方策として、体育施設の中でもサッカー場、こういうものが一番ふさわしいのではないかと、こういう結論に至ったと、こういうことであります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 環境部が絶大な信頼を置いている福島大学のチームでは、まちづくりで三春を例に挙げております。当たり前ですが、さまざまな生業を持つ市民やさまざまな活動を行うNPOと行政とのコラボレーションが必要だというふうに述べていると思います。それが縦割り行政でできるのかな。全庁的な取り組みがなくてはできないんじゃないかな。

実際に、あそこが私はすごくあのイメージを払拭するのにシンボリックになるなというふうに思ったんですけども、そういう部分のところで、何か環境部では高林地区でまちづくりに対していろいろな話をしているし、住民の意見もたくさん聞かなければいけないというふうに言っている中で、あれに絡んでくることは考えもしなかったんですか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えいたします。

私ども、私も含めまして、できる限り現場に私どものほうから出かけてお話をさせていただいているつもりです。小さな会合から個人的なおつき合いも含めてです。

高林地区で全体のことを考えるというのは、今回、土地利用規制の方策の一つとして、細かな、それこそ字界図といいますか、地勢図といいますか、そういう土地土地できちっとどういうふうに使っていかうまでの市民同士が議論をして決めていかないと、本当の土地利用規制の方策は見出せませんよということで話し合いを始めています。

その中で、確かに今のグラウンド関係のお話も、あそこは自然豊かなところで、実際に農業祭、青木祭が開催されたりしています。そういう意味では非常にありがたい場所にあるということで話題になっています。

さて、それらも含めて高林地区をどうしましょうと、また、青木地区をどうしましょうということまでの具体的な方向性がまだまだそこまで至っていない状況でありますので、当方からこれをぜひこちらのほうへ方向転換できないかという話はちょっとまだ当然できないわけで、私どもも庁議の一員でありますから、そういう中での参考意見として言う気は当然ありますけれども、我々の環境のほうからこういう土地利用という段階のところまで、その土地利用の今、規制の方策で入った段階では、そこまで全然至っていないという状況であります。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 縦割り行政をたくさんやってきちゃうと、行政管轄の部署の中で連携するとかというのは本当に行政って苦手な分野なんだと思うんですけども、それとあと、市民との協働で何かをつくるということもやっぱり上手ではないかと思います。

市民との協働というのは、実際にトレーニングを積まないとできません。それこそ三春のように、自由民権運動の発祥の地、三春の教育をつくり上げたまちです。やっぱりあそこは経験が違います。

経験がないまちのまちづくりを市民と行政が行うのには、何人かの議員も行かれたと思うんですけども、ニセコのようにだれでも施策にかかわれる、まちづくりにかかわれる、予算編成にかかわれる、そういう方策をとっていく、そういう小さなことからトレーニングを積んでいかないとまちづくりに市民との協働をするなんていうことは可能にはなりません。

例えば違うんですけども、ニセコの事例で道の駅をつくることになったときに、市民の意見を聞いたときに、温泉をつくってほしい、何をつくってほしい、何を整備してほしいというふうには、もうやたらにいろいろな意見が出たそうです。それで、今の仙台育英のようにですよ、いろいろな意見が出るということは。そこで職員は、住民に集まってもらって、わかりました、行政の財政はこのようになっております、皆さんの要望をすべて取り入れたときには、お金がありませんので、福祉のどれを削りますか。道路を削りますか、教育を削りますか、それとも借金しますかと幾つか材料を出して話し合っていたそうです。そうすると、やっぱり福祉を削られたら困る、教育の予算を削られては困る、道路をつくらなくちゃ困るということになって、温泉の建設を道の駅にすることはやめたということです。それは市民が納得してやめたわけですので、それなりの計画に、規模も適正な規模の計画になったそうです。

こういったような取り組みを重ねて重ねて、住民との協働のまちづくりをするために自治基本条例がその結果でき上がってきたというふうに私は認識しておりますけれども、先ほどから話題にしております仙台育英の跡地利用を市民との協働のトレーニングの場にしたら本当にいいだろうなど。これだけのさまざまな市民が関心を持っているんですから、それこそ先ほど言った福島大学の三春

のことを提案された先生にワークショップ方式で交通整理をしてもらって、それで青木のまちづくりの、高林のまちづくりの核になされたらどうでしょうかという提案です。

答えていただけるかどうかわかりませんが、市長がもし答えていただけるならいかがでしょうか、そんな点。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 青木の仙台育英の跡地の話で、環境問題がそちらのほうに移っていったわけでございますけれども、あの土地につきましては私どもも以前からいろいろな状況を勘案しておるところでございます。もともとは農家の方々が入植した土地でございます、それが帝人殖産が黒磯に工場進出した際の農場ということで、あそこが農地のまま企業に渡ったという状況がございます。その後、帝人が余り業績が伸びないと撤退した後、今度は学校の用地として仙台育英が受け入れたという状況だというふうに伺っております。

そういう中で、農地がなぜ学校用地という、工場用地という意味でいったかどうかは私も定かではございませんけれども、そういう中で学校の施設という目的でいったというふうに聞いておるわけでございます。

いずれにしてもそういう状況で、今度は仙台育英がこれまで多分学校用地ということでございましたので、以前、黒磯市には多分学校用地ということで税金の免税等々のあれも含んで、税金も納めていない部分もあったのかなという認識をするわけです。そんな中で、教育施設としての利用をしていただけるならば無償で譲渡しますという話でございまして、その後につきましては、先ほど企画部長が相談したような経過を踏まえまして、あそこをサッカー場として活用するということが進めております。

あそこにサッカー場をつくと申し上げましても、多分きのうの説明の中でも、じゃ、公認サッカー場として使えるのかという質問がございましたけれども、そういう中で今回の整備につきましては、多分観覧席をつるとか、そういうことは避けて、自然の中での芝生のサッカー場を常設していきたいという考えでの計画を示したものだというふうに私は判断をしております。

そういう中で、さまざまなスポーツ団体、あるいは全体的な利用の仕方というものを考えていけばというふうな話が出ておりますけれども、私どもとしては、自然の中でのスポーツ施設というものをメインとして物を考えていくという中で、それらを中心にした全体計画は今後のものになってくるんだろうと、どの部分がどういうふうになるかということは今後とも検討していかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、現時点では要するにスポーツ施設を、サッカー場を中心としたという物の考え方で進めていきたいというふうに考えておまして、これが環境にどう影響をするかという話では私どもはなく、自然環境のよい中でのサッカー場の施設をつくっていくという考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ぜひまちづくりの主役である住民との協働で事業は進めていただきたいというふうに思います。

時間がなくなりましたので、次に、2番目の質問、福祉サービスの質の向上についてお聞きいたします。

那須塩原市ではさまざまな福祉サービスが実施され、その多くが民間の事業者によって運営されています。公と民のサービスのどちらがすぐれて

いるか一概に言えない状況です。どちらの運営であっても、福祉サービスにおいては、行政がサービスの量と質に対して何らかの責任を負わなくてはならない立場であると言えます。

そこで3点お聞きいたします。

①合併時からの懸案事項であった公設公営、公設民営の放課後児童クラブ（学童保育）の運営方法の統一に取り組まれています。現在までの経過と、統一に伴ってサービスの質を向上させる工夫があるかどうかお聞かせください。

②保育所の民営化が検討されていますが、来年度には新たな保育所も開設予定だと聞いております。そこで、保育サービスの質の向上に対して、行政としてはどのように取り組まれるおつもりなのかお聞かせください。

③として、高齢者福祉サービスの質の向上の取り組みが行政に、那須塩原市にあるかどうかお聞きいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 福祉サービスの向上につきましてお答えいたします。

まず、①からですが、児童クラブの運営方法につきましては、保護者、地域、市の協働というコンセプトにより、保護者にも何らかの形で児童クラブ運営に参画してもらう方式として、公設民営方式に統一するという事で取り組んできました。

これまでの経過といたしましては、保護者の意向により、西那須野地区6児童クラブ、塩原地区3児童クラブがそれぞれ1つの運営委員会を地域の方々や学校関係者の協力を得て、西那須野地区が昨年10月31日に、塩原地区は11月21日に設立いたしました。現在、各運営委員会において、4月1日の移行に向けて準備を進めているところでございます。

次に、サービスの質を向上させる工夫といたしましては、まずは指導員向けの研修の導入が必要と考え、市独自の研修として、今年2月には発達支援児対応の研修会、保育園の保育士や幼稚園の教諭とともに児童クラブの指導員にも参加をしていただいたところでございます。

また、来年度の中でも市独自の研修会を開催し、指導員の質の向上に努めていきたいと考えております。

なお、サービス内容の拡充といたしましては、開設時間の延長や土曜日の開設を実施する予定となっております。

次に、②の保育サービスの質の向上についてお答えいたします。

保育サービスの質の向上には、何よりもまず保育士の質の向上が必要と考える。本年度は、新保育指針に対応するための研修会を4回、発達支援児対応の研修等を2回、公立・民間保育園の保育士等を対象に開催したところであり、来年度も同様の市独自の研修等を実施していきたいと考えております。

さらに、国が昨年3月に策定し、地方公共団体の策定は努力義務となっています保育所における質の向上のためのアクションプログラムにつきまして、来年度の中で、第三者評価や研修計画等を盛り込んだ那須塩原市版のアクションプログラムを策定し、次世代育成支援対策行動計画後期計画にも反映させながら、公立、民間は問わず、保育サービスの質の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、③についてお答えいたします。

本市の高齢者福祉サービスの基本は介護保険制度によるものであり、そのサービスのほとんどは介護サービス事業者が行っています。

本市の高齢者福祉サービスの質の向上を図るた

めの取り組みとしては、介護サービス事業者に対し助言指導を行うとともに、介護サービス相談員派遣事業によるサービス状況の確認、各事業所の職員を対象とした各種会議等での介護保険制度の情報提供及び事業所職員同士の意見交換等により、利用者に対するサービスの公平化や質の向上を図っているところです。

また、介護保険制度では、第三者評価や介護サービス情報の公表及び指導・監査の実施によりサービスの質の確保を図るものとしているため、市においては、今後とも事業者に対する支援・指導を実施してまいります。

なお、介護保険外のサービスとしては、生きがいづくり事業や自立生活支援事業等を実施しておりますので、これらの事業についても関係機関との連携を図りながらきめ細やかな対応を進め、質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 何点か再質問をしたいと思えます。

まず、介護保険が始まると同時のときだったと思うんですけども、社会福祉基礎構造改革の中で、福祉サービスは措置から選択、契約というふうになったかと思えますけれども、それと同時に民間活力の導入が推進されていきました。そこで危惧されたのが質の低下。ですから、質の低下が危惧されたので、質の向上とセットにされて、基礎構造改革が提案されています。

福祉サービスは消費サービスと同じように選択とか契約というふうになったわけですけども、その福祉サービスの中には、特に今回、質問に挙げた子どもとかは、消費サービスの対象では私はないというふうに思えます。どうしても契約という消費サービスというふうに思えますけれども、

子育てというのは消費ではありません。ですから、子どもと保護者というのは、私は消費者ではない、生活者だというふうに思います。ですから、保育所とか学童保育もそうなんですけれども、単に子どもを預ける消費サービスではないというような認識をお持ちになっていただかないといけないかと。

要するに、保護者と指導員の人、行政がともに学童保育なんかは運営しようというふうに公設民営にして、ただ預けるのではないよ。運営に保護者も加わってほしいんだ。そこどころがきちんと保護者の方に伝わっていないと、何で不便になったの、何でうるさいことを言うのというふうになってしまったら終わりです。子どもが物のように預けられていくということは、私は消費サービスに預けているというふうになると思います。でも、福祉サービスだったら、やっぱり預けるだけではない、親がかかわるんだ、保護者がかかわるんだということです。

だからといって、親だけで今、子どもを育てられる時代ではございません。核家族になっていまして、地域の中で子どもを育てる力も弱くなっています、現在。ですから、保育園とか学童保育というのは働く親にとってなくてはならないもの。だからこそ子どもを育てるということを親が放棄しないような仕掛けが必要だと思います。子どもを預けっ放しにするのではなくて、一緒に育てる。だから、一緒に運営にかかわるとのこと。

保育所保育指針の中でも、決して運営者だけが保育園を運営しなさいではなく、その運営に関してちゃんと保護者から意見を聞いているかという評価項目もあると思います。ですから、子育てに責任を持つような運営ができるような取り組みができるかどうかということ、公設民営になったときに、ただ運営の方法が変わったのではないよ

というようなところがきちんと説明をしていただけるかどうかを確認させてください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほども答弁をいたしました。西那須地区、それから塩原地区は今まで公設公営の学童（児童）クラブだったんですが、それを公設民営に今、この4月からするわけですが、先ほども言いましたように、公設公営ということで、言葉が妥当かどうか分かりませんが、行政側が全般的に今までは児童クラブの運営全般にかかわってきたということでございますので、それを今度保護者の方にも当然その運営にかかわっていただく、参画をしていただいたということで、それを基本的な考えの中で保護の方々にご説明をし、ご理解をいただいて、運営委員会、西那須地区は6クラブ一緒ですが、塩原地区が3クラブ合同の運営委員会を立ち上げていただいたということでございますので、保護者の方が当然学童クラブの運営には今まで以上にかかわる。自分の子どもをどう育てるかという意味も含めてかかわっていただけるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 時間がありませんので1つだけ、先ほどこの②のところ、保育のサービスの質の向上に対して、保育所の中で第三者評価という言葉が出ましたけれども、私は第三者評価を直接受けるということは乱暴だというふうに思います。保育所の保育士は自分で自己評価をします。自分の計画、立てた指導計画とかそういうものに対しての評価をします。そのほかに保育所としての自己評価をいたします。そのほうが自分たちがみずから変えるということでは大切ですので、その自己評価の取り組みを保育所できちん

とやられることが先だと思しますので、その点についてご意見をお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 第三者評価よりも自己評価ということでございます。今、言われたようなとおりかと思えますけれども、新保育指針の中で努力義務ということで自己評価がございすけれども、これは自己を振り返り、次へステップアップしていくためにも自己評価は必要だということ考えております。

市といたしましても、那須塩原市版の、先ほど言いましたけれども、アクションプログラムにも位置づけて自己評価を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 高齢者福祉サービスの質の向上の取り組みの中で、先ほど幾つかありましたけれども、その中で、特に那須塩原が責任を持たなければならない地域密着型サービス、その辺のところでの質の向上に対しての市としての取り組みは特別にどのようになさっていますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 議員ご承知のように、地域密着型サービスにつきましては、市が責任というんですか、そういった権限でやっておりますので、市の責任において指導監督、監査等もやらせていただいておりますので、随時それにつきましては、それぞれの事業所に対しまして質の向上も含めて行っているところでございます。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 地域密着型サービスの外部評価というものの内容を見たことってございますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 申しわけないんですが、私ちょっと把握しておりません。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 部長ですから一つ一つ見ているということはないかと思うんですけども、担当者がもし見ていないようだったら見ていただきたいというふうに思います。

そこのところの外部評価の中にこういう項目があるんですね。事業者は、行政とサービスの質の向上について何か取り組みをしているかという項目があるんですよ、外部評価に。そうしたときに、業者はみずから質の向上に取り組んでいるということはいろいろ言えるんですけども、行政とともに質のサービスの向上に取り組んでいますかと言われると、中には働きかけても行政が対応してくれないとか、運営推進会議にさえ出てくれないとかという市町村もあるんですね。那須塩原はそんなことはないです。運営推進会議にきちんと職員が出て、そしてちゃんとしたアドバイスもしておりますので、そんなことはないんですけども、その中で、サービスの質の向上のために行政と連携するという部分のところの項目を一度きちんととらえ直してください。そうじゃないと、事業者側は質の向上を必死にしようとしても、その項目がクリアできないということになりますので、そんな施設がないかどうかという部分のところを、

向こうから言ってこれないならこっちから声をかけてあげるとかというようなことをちょっとご配慮ください。

そして、次の質問に移ります。

3番目の質問ですけれども、介護保険制度と障害者自立支援制度、その他福祉制度との関係についてお聞きいたします。

高齢になっても地域の中で自分らしく暮らすために、介護の社会化を目指してスタートした介護保険法でしたが、在宅サービスでは介護認定のランクの低い人たちや同居家族がいる人たちの利用を制限し、その他さまざまなサービスの使い勝手を悪くしています。これらはすべて給付抑制の結果です。

そして、将来、介護保険との一本化を視野に入れて、おくれで制度化された障害者自立支援制度は早々と介護保険との一本化はあきらめる方向のようです。あの程度のサービスでは障害者は支えられないと悟ったからだだと思います。

その介護保険は2009年4月以降、新しい介護報酬となり、介護認定、要支援認定、要介護認定の仕組みも変わります。新しい要介護認定のための樹形図が公表されましたが、現在のものと比較して、洗濯とか清掃、掃除とかに係る間接生活介助、移動などの時間が減少して、食事とか医療関係行為がふえたというふうに私には思えます。そのため、在宅の軽度の利用者がさらに軽くなって、在宅生活が維持できない、平成18年度の混乱がまた起こるのではないかと危惧されます。

そこで、以下の5項目を質問いたします。

①給付抑制を図ったため、在宅での生活が維持できなくなった平成18年度の混乱が再び起きないような対策は市はとっているかどうかお聞かせください。

②訪問介護において、ヘルパーが利用者に同行

する散歩は那須塩原市では介護保険での給付対象となっているのでしょうか。現状について具体的な見解を伺います。今まで市として事業者に対してはどのような見解を示しているのかも聞かせてください。

③在宅の寝たきりの高齢者等に対するおむつ給付の基準変更の周知徹底、どのようにする予定かも聞かせてください。

④那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画の基本理念の中の「個人の尊厳が重んじられる」とは具体的にどのようなときにどのように尊重される場合を指すのでしょうか。また、「地域とのつながりの中で」とあるが、当事者が自分ではできないときは地域とのつながりをどのようにして持つことができるのか具体的に説明してください。

⑤障害者自立支援制度の対象者が介護保険の対象年齢となった場合、那須塩原市では障害者自立支援制度で生活を支えていたと同じだけのサービスが、同等のサービスが提供されていると言えますか、現在の状況を伺います。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、介護保険制度と障害者自立支援制度関係につきまして順次お答えいたします。

まず、①からですが、平成18年度の介護認定制度の改正により、要介護認定の方針において要介護1から要支援2と認定されたため、それまでのサービスが利用できなくなった等の問い合わせや苦情等が窓口及び電話等で寄せられ、それぞれ個別に制度改正の内容を説明し、理解を得られるよう努めてまいりました。

また、介護認定審査会においては、1次判定のコンピューターでは反映できない介護の手間の実態、認定調査の特記事項及び主治医意見書の特記

事項をよく吟味し、要介護認定の判定をしてきたところであります。

平成21年4月から実施される新しい要介護認定におきましても、介護認定審査会が判定する2次判定につきましては、今後とも1次判定を参考にするのはもちろんのこと、主治医の意見書及び認定調査の特記事項等の内容をよく吟味し、適正な判定となるよう努めるとともに、重ねて適正な介護サービスが提供されるよう今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、②についてお答えいたします。

訪問介護は原則居宅で行われるものであり、散歩のみの外出は介助の目的として不適切と考えております。単なる閉じこもり予防という目的であればデイサービス等の利用の検討や、歩行訓練ということであれば訪問リハビリ等を検討されますよう指導してきたところです。

ただし、デイサービスや訪問リハビリの利用が難しく閉じこもりになりやすい人の外出介助や、歩行訓練による身体機能の向上のために行うことが望ましいなど、利用者個々の必要に応じた適切なケアマネジメントに基づく場合は認めております。これまでににおいても、事業者からの問い合わせに対しまして同様な見解で対応しております。

次に、③でございますが、高齢者の紙おむつ給付につきましては、現行制度では6カ月以上常時おむつを使用していることが条件となっておりますが、ことしの4月からは6カ月以上使用という条件を廃止し、支給条件を緩和します。また、給付券は月5,000円券1枚を交付しておりましたが、これを月1,000円券5枚とすることにより、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

この紙おむつ給付制度につきましては、広報紙等により広く市民に周知を図るほか、直接この制度に深くかかわっていただいている民生委員や地

域包括支援センター、介護支援専門員等の関係者に対して、それぞれの会議等で周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、④でございますが、障害者計画の基本理念の中の個人の尊厳が重んじられるということですが、障害を持つ人が日常生活を送る際に、本人が希望する生活が実現できるように、地域住民、行政等の関係機関がそれぞれの立場から必要な支援等を行うことによって個人の意思を尊重するものであると考えます。

次に、当事者が自分ではできないときは地域とのつながりはどのようにして持つことができるのかとのことですが、住民の手による自主的な活動や行政の法的サービス等を組み合わせることによって、地域での支え合いにより、安心して生活を送ることができるよう、地域福祉の推進に努めていかなければならないと考えております。

次に、⑤についてお答えいたします。

障害者自立支援制度の対象者が介護保険の対象年齢になった場合についてですが、基本的には介護保険制度が優先されますが、ケアマネジャーなどの意見等を参考に、明らかに不足すると思われるサービスについては障害者自立支援法のサービスで補うことができます。しかしながら、介護保険制度に移行した障害を持つ方のすべてが従前のサービスと同等のサービスを提供されているとは言えない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、現在、地域自立支援協議会において、障害を持つ人が介護保険制度にスムーズに移行するための手法等について検討を行っているところです。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） まず、①のところですが、今度の改正、私もロジックを使って実

際にいる方の認定をしてみたんです。やっぱり軽く出てしまうんです。それが、今までの点数で言えば要支援2、要介護1、そこのところへ入ってしまうんですね。その方が要介護になるか要支援になるかによって、使えるサービス、組み合わせられるサービスは相当違うんですね。

それが今度はコンピューターでばちっと出てしまう。今まではそこのところを介護認定審査会などで判断できたんですけれども、今回のコンピューター判定をそこを変えたというのは、コンピューター判定をイコール2次判定にして省力化を図るということが一つの目的にありました。でも、先ほどのご答弁では、1次判定を参考にして、やはり審査会で適切に行うという方針は変えないというようなことだというふうに私、理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） そのとおりでございます。あくまでも1次判定そのものではコンピューターで判定するということになりますので、先ほども言いましたように、調査員の特記事項ですとか主治医の特記事項というものを加味しながら2次判定を行っていくということには変わりはありません。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） その辺のところでは十分困ってしまう人が出ないような判断をしていただくこと、今の判断を続けていただくことをお願いします。

それでも今回の判定は、施設入所者で時間を配分したものですから、施設がどうも重くなっている人たちはかなりなので、軽い生活支援のところの部分が点数化されていない。ですから、軽度の人余計軽度になってしまうというおそれはありますので、十分にその辺のところの推移を見守って

いただきたいというふうに思います。

それと、今回、介護の従事者の低賃金のために離職が多いということで、少し給料に反映できるようにということで介護報酬を珍しくアップしたんですけども、施設のところはいいんですけども、大きなところはいいんですけども、そうじゃない小さなところ、グループホームとか小規模多機能とか、そういうところには余り恩恵がない。要するに加算でやるということになりますので、加算でやるということはAの小規模多機能を使っているところとBの小規模多機能を使っているところ、要するにこっちは常勤率が高いとか、こういう専門職を置いているというと単価が高いデイとかが出てくるわけなんです。デイなんかと言うと高いところが出てくるんですね。

そうすると、Aのデイを使っていたのとBのデイを使っていたのだと、Aのデイを10回使ってBのデイを10回使えていた。でも、加算されたところは高くなったから、10回が限度額で、限度額は変わらないから9回しか使えなくなる。Bのところは加算されていない。要するに、いろいろな専門職とか常勤率が低いからということで、今までどおりの報酬だということなので、安い。だから10回使える。そういうことが起きてきてしまうんですね。だから限度額までいっぱい使っていないと生活が支えられなかったような、そういう人たちの利用回数が減ることになってしまいます。

そういうときのところで、リハビリなんかは特にそうなりますので、その辺で困った人が出るというような予測を立てて、それに対しての何か対策というのはとれますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今のお話は、介護報酬のアップといたしますか、介護従事者の報酬の

改定、上昇させるということで、平均3%介護報酬を上げるということで、この4月から入るわけですが、それに伴って、それぞれの介護度に応じた利用限度額というのがありますので、その限度額が変わっていないので、どうしても報酬アップになると利用回数が減るのではないかというご意見かと思うんですが、確かに今回の介護報酬のアップというのはそれぞれ加算するというのが多くございますけれども、中にはやっぱり、例えば訪問介護の中でも物によっては10%程度上がっているところもある、あるいは上がっていないところもある。それぞれサービスによって違うかとは思いますが、今言われたように、今まで例えば10回使っていたものが、介護報酬が上がったことによって9回に抑えざるを得ないということが起き得るのではないかということだと思いますけれども、現実にはそういうことが起こる可能性はあると思います。

ただ、限度額そのものは国のほうの制度の中で決まっておりますので、介護報酬が上がったことによって圧迫をされる形にはなるかと思いますが、いずれにいたしましても適切なケアマネジメントの中で対応していただくしかないと思っております。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 安い報酬のケアマネの力の見せどころというふうになってしまうようなので、その辺のところは今ここで、国でそういうふうに決めてきたことを市町村のほうで何か対策をとれといっても、きっとそれを単独の市町村でとるのは難しいと思いますので、問題が起きたものだけは全部集積しておいて国に上げていただきたいということを要望いたします。

②のところ、散歩。もしケアマネジャーが、この方はデイに行くことは拒否している、本人支

援ですから、本人の意思の決定ですから、デイには行きたくないというのに外に出なさいということとは言えませんので。でも、ヘルパーさんに同行されて散歩ならいいと言ったときに、予防の観点から散歩はとても大切だというふうに思います。そうしたときに、散歩というふうを書いて保険請求はオーケーですか、那須塩原では。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今、かなり具体的にいいますか、細かい点で散歩という請求で大丈夫かということをお尋ねされましたが、ちょっとその辺まで大丈夫かどうかは私ここで即答はできませんけれども、先ほども答弁申し上げましたが、デイサービスあるいは訪問リハビリ等の利用が難しい、閉じこもりにもなりやすい方であれば、適切なケアマネジメントに基づいていけば散歩というのも認めるということでやっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 国の平成20年12月2日の国会の答弁の中で、訪問介護員による散歩の同行については、適切なケアマネジメント、今、部長が言いましたね、に基づいて、自立支援、日常生活の動向の観点から、安全を確保しつつ、常時介護できる状態で行うものについては利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても介護報酬の算定は可能である。今まで可能じゃなかった市町村が多かったんですけれども、急に国は手のひらを返したように可能であるというふうにここで言っている。要するにケアマネジメントの中に散歩を入れても可能である。グループホームとか、もう既に小規模多機能とか特養とかは散歩させていますものね、散歩だけという名目でね。ケアマネジメントに散歩と書いてありますからね。

そういう部分のところで、じゃ、きちんとした適切なケアマネジメントによれば散歩に訪問介護員、ヘルパーさんの同行で散歩ができるというふうに解釈をいたします。

次に、③のところはもう何回か質疑の中でも聞いていますし意味はわかりますので、ぜひそこは知らなかったというケアマネジャーが、特にケアマネジャーが意見書を書いたりして給付を受けることが多いんですから、その辺のところを十分に徹底していただきたいというふうに思います。

4番目のところなんですけれども、やはり地域というものが崩壊して、地域力がない、いろいろな言い方をされますけれども、やはり障害者が地域の中で生活していくということはとても大変です。ですから、地域だけに頼る、家族だけに頼るのではなく、公的なサービスがないとならない。本人が希望する生活が可能となるようにというフレーズが先ほどご答弁の中にありましたけれども、そのご答弁を受けて⑤のところになりますけれども、障害者自立支援制度の対象者だったら本人が希望する生活を可能としていた、要するに限度額がないんですよ、高齢者サービスと違って。それが高齢者サービスは限度額がありますので、本人が希望する生活ができないような状態になってしまうことが危惧されるわけなんです、65歳以上になった途端にね。

それで、そのときにケアマネの意見等があればといったときのこのケアマネというのは、居宅のケアマネ、障害者の方ではケアマネジメントは別に制度としてはありませんので、これは介護保険のケアマネがそういう意見をつけ加えれば障害者自立支援制度と併用することができるというふうな解釈ですね。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほどもお答えい

たしましたが、基本的には介護保険法が優先になりますので、そちらを使うということでございますけれども、今言われましたように、障害者の方が65歳になって介護保険を適用といたしますか、使ったときに、今までのサービスが受けられない、それによって自立がちょっと困難だという場合に、介護保険のほうのケアマネジャーの方々の意見をいただいて、あるいは参考にして自立支援法のサービスの給付をしていきたいということでございます。

○議長（植木弘行君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 量的には同等なサービスを提供するという、介護保険のほうはサービスの絶対量が多いですのでそれを使うということは可能かもしれませんが、障害の特性に合わせたということにならない場合もあります。ですから、どうしても今までのサービスでなければだめというものも出てくるかと思えます。車いすなんかは、そのまま自立支援法のほうで障害者の体に合ったような車いすが使えるんだというふうには思いますけれども、そういうものは割と簡単に判断ができるんですけれども、同等のサービスが提供されているというふうには言えない状態だというのはお認めですので、ぜひそれが同等のサービスが利用できるような、そういうような行政になっていただきたいことを願って、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、12番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 石川英男君

○議長（植木弘行君） 次に、15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） それでは、今期最後の一般質問となりました。議員もおやめになりますので、明快な答弁をお願いいたします。

それでは、通学路整備事業について、3項目ありますけれども、順次質問させていただきます。

通学路整備事業について。児童生徒を持つ保護者から通学路の整備を要望する声が多く寄せられる。以下のことについて伺います。

東那須野の3・3・2号線の歩道橋より東那須野中学校へ向かう裏通りのアスファルトがひどい状態のため、補修工事について伺います。

黒磯中学校正門の両サイドの歩道の整備について、黒磯中学校は、私も何回も議員になってからここをやっていたんですけども、なかなか施工しないということでまた質問させていただきました。卒業記念事業にてつくられた花壇の補修工事について伺います。

3点目、東原小学校通学路がりんどう大橋の開通に伴い、車の通行が多く、児童が危険にさらされているため、できることから歩道整備はできないかお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 15番、石川英男議員の質問にお答えいたします。

通学路整備事業についてでございますけれども、3点についてお答えいたします。

まず、(1)の東那須野中学校の通学路につきましては、認定外道路を含みおおむね舗装はされておりますが、市道の一部の区間が工事中のままになっております。この区間につきましては、側溝のふたかけの要望が出されておりますので、現在、その工事を継続的に実施いたしております。

今後は、これらの事業が終了後に、舗装化についても検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)でございますけれども、黒磯中学校正門前の歩道についてであります。この場所につきましては約1mの歩道があり、花壇部分にはドウダンツツジ等の植え込みや桜の木がありますので、早急の整備は困難と考えております。

(3)についてでございますけれども、市道黒磯西岩崎間の歩道整備については、以前に用地協力が得られずに断念した経緯がございます。現在、東原小学校周辺の交通量を軽減するため、市道埼玉鳥野目線の整備に着手したところでありますので、選択と集中によりまして、早期の投資効果を得るために、これらの事業の完成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） 再質問をさせていただきます。

1番の東那須野通学路でございますが、この間、私がこの質問書を書いていたところ、ちょうど電話がありまして、何とかしてくれないかという東那須野、あれはたぬき食堂の裏の人かな、その方から電話がありまして、ではちょうどいいやということで通告書に載せたわけでございます。その後行ってみたら、何か雪が降ってどこかわからないんですよ。きのう、おとといもまた行ってきただけですけども、私もからかったんじゃない、引き受けたわけでございますけれども、何か余りひどくないんですね。余りひどくないものですから、どこかわからないというわけでまた行ったんですけども、大したことはないんですけども、一般質問に出してしまったので、これどうにかしようと思ってやるわけでございます。

この点については結構でございます。

(2)黒磯中学校の正門の両サイド、あれが花壇が親石になっていまして、今、膨らんでおります。あれが1個でも落ちるようなことがあったら本当に危険じゃないかなと思っております。とにかくその道幅というのは60cmぐらしかありませんので、何とか、あそこは県道でございますのでなかなかできないのは承知しておりますが、とにかく狭い歩道でございます。昔つくった歩道が低いものですから、とても歩きにくいので、何とかしていただきたいなという地域からの要望がありましたので、再度質問をさせていただきました。

私も花壇については、黒磯小学校の西門、そこを私が芦野石で寄附をしたところが、そこを取っ払って、今度コンクリートでやったんですね。そういうのがございますので、私も黙っていたんだけど、何でそういうことをしちゃったのかなということもありますので、その点について、何とかあれ、あそこの中学校の前はできないでしょうかね。よろしく願います。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 中学校前の両サイドの歩道の整備でございますけれども、中学校の用地内の歩道の拡幅だけで考えるのではなく、あそこは市道になってございます、現在は。市道波立豊浦線になってございますので、あそこをひぐち屋さんのところから3・3・2までは市道波立豊浦線という形になってございますので、そういった路線の整備全体のことを考えて、今後、十分検討していきたいというふうに思っております。

また、あと黒磯中学校なんです、学校に聞いたところ、現在のところ自転車通学を許可していないということもございますので、当面は現状の歩道のままでご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） 何とかできる限り早いうちにやっていただきたいと思います。

それでは、大きな2番に入ります。

良好な市街地の形成・整備について伺います。

私も合併してから西那須野のほうの仕事がとて多くなりましたので、私は、塀とかそういうのをやっておりますので、この間も塀をかけに行つて、西那須は碁盤の目にできているからとても改良してあっていいなと思ったんですけども、裏通りを通ってみると、ほとんどのあれが、カーブミラーがあるところはいいんですけども、カーブミラーのない交差点ですね、裏通りの。とにかく狭いんですね。それで、狭いので、本当に車がすれ違うのにもようやくするぐらいでございます。

それで、市のほうで事故のデータはとってありますか、毎年……。

○議長（植木弘行君） 第1回目の質問をしてください。

○15番（石川英男君） 見通しも悪い。安全で便利なまちづくりを目指すには、良好な市街地を整備・形成することが必要と思われるが、次のことについて伺います。

市街地の裏通りは全般的に交差点の見直しが必要と思われる。特に、三島地区において碁盤の目の隅切りは自宅の塀などで見通しが悪く危険であるが、改良・改善はできないか伺います。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） 三島地内における交差点の改良・改善についてお答えいたします。

三島地内においては、通称碁盤の目と呼ばれ、縦横約100m間隔で生活道路が交差し、住宅地として大きな街区を形成しており、多数の交差点が点在しております。既設住宅が密集していること

から、交差点の改良・改善には、用地費、物件補償費及び工事費等、膨大な費用が必要となります。現在の厳しい財政状況下では整備は難しいものと考えております。

しかしながら、更地となっている地域の今後の開発においては、都市計画法並びに市の都市開発指導要綱により適切な隅切り等を確保するとともに、交差点周辺の立ち木、生け垣等についても適切な維持管理が図られるよう広報及び道路愛護活動等で呼びかけ、道路の安全性を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） これは隅切りはしてありますけれども、そこにカーブミラーのついていないところはかなりあるんですよね。私も通つてみますと、カーブミラーのついているところはそうでもないんですけども、石塀をへりにつくったり、ブロック塀があったりして、とても見づらいところが何か所もある。そこにはカーブミラーもついていないというのたくさん見受けられますけれども、そういうところの調査はしていますか、市のほうでは。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 普通、あその碁盤の目の中の交差点が大体156カ所ぐらいあるというふうに聞いております。そういったことで、本来、地元からの要望等によりまして、カーブミラーの設置、そういったものについて要望があるところにつきましては、用地等の協力が得られればそういったものについてはつけてございます。

まだついていないといいますか、開発されていない部分とか、そういったものについてはまた今後十分考えていきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） 裏通りで事故が起きている件数を私、駅前の交番で聞いてきたんですけども、昨年は14件もありましたということで、そのほかにも保険を使わないで処理したのが何件あるかわからないんですけども、そういうふうな状態でございます。ですから、カーブミラーの見えないところには今後、設置していただいて、よりよい、通行を妨げないようなことをやってもらいたいと思います。

順次やるということでございますので、この点については結構でございます。

大きな3番、観光基盤の充実について。

観光客の誘致を図るために、観光拠点の魅力をさらに向上させる必要があると考えられるが、今後の計画において次のことを検討に加えることはできないか伺います。

旧晩翠橋より那須街道沿いの松林、遊歩道1万歩道という歩道があるわけでございます。黒磯公園も最近皆さんジョギングされていて、とにかく晩翠橋にもライトアップされているわけです。お正月とか、そういうときしかつきませんけれども、あれも私が提案したものでございます。あそこへ遊歩道をつくって、つり橋をつくったらいいんじゃないかなと思って提案をしたわけでございます。何か観光資源としても役立つのではないかと考えておりますので、それができないか伺います。

(2)那須塩原駅前に消防監視塔を兼ねた観光タワーを建設する考えはないか。当市の玄関口として、よろしく願いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 観光基盤の充実について、(1)の旧晩翠橋より那須街道沿いの松林、遊歩道をつなぐつり橋の計画についてのご質問に

お答えいたします。

つり橋計画につきましては、現晩翠橋には既に歩道が設置されており、那珂川沿いの眺望を楽しみながら那須街道沿いの遊歩道まで歩くことができますので、ご提案の場所につり橋をかけることは難しいものと考えております。

次に、(2)那須塩原駅前に消防監視塔を兼ねた観光タワーを建設する考えはないかのご質問にお答えいたします。

那須塩原駅西地区は、那須連山の眺望とも調和した良好な景観の保全を基本の一つとした都市計画法に基づく地区計画の区域に位置しており、建物の高さも制限されています。また、今後、策定する景観計画においても、この景観を保全するという基本的な考えでありますので、観光タワーを建設することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） 晩翠橋のライトアップなんですけれども、上から見てもライトアップができていないのに一つも見えないということでございますので、できたら上に、古い晩翠橋のあたりにだったら幾らかかからないでできるんじゃないかなど。那須塩原市は晩翠、塩原がありますので、つり橋のまちとしてうたっておりますので、黒磯にも1つぐらいあってもいいんじゃないかなどと思って提案をしたわけでございますが、難しいということでございますので、この点については後の議員さんに任せますからよろしく願います。

それから、(2)監視塔について。那須塩原駅前、新幹線に乗ってきてもどこかわからないんですね。消防署の老朽化に伴い、監視塔も建てなくなるといけないという思いでこの監視塔を提案したわけでございます。宇都宮のタワーぐらいの規模でいいですから、もしできましたら、高さが制限さ

れていてもタワーぐらいだったら見えますから、ちょこっとずればね。そこから山を見たいという場合にはそういうこともできると思います。消防署もやがては駅前の方に行くのではないかと、思って提案したわけでございます。できないのならばしようがないと思いますが、やっぱり那須塩原についても目立つものがないということでございますので、何とかしていただけないかと思って質問しているんですけれども、何かないですか、提案は。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 先ほど答弁いたしましたように、高さ25mで建物とか工作物は制限されているということがございます。また、確かに、眺望をとということでございますが、西口を使っている方からはそういう話があるんですが、東口のほうに回りますと、あそこに東那須野公園というすばらしいところがございます。これは、今、行きますと、スイセンが咲き始まって真っ黄色というような状況のところ、その展望のきくところから望みますと、那須塩原の市街地及び那須連山が一望できます。まさに絶景というようなところがございますので、むしろそのようなところがあるよというふうな宣伝を今後考えていきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 15番、石川英男君。

○15番（石川英男君） 最後になりましたが、それでは、お礼を申し上げます。

過日、同じ清流会のメンバーである松原議員が引退を表明いたしました。私もまた同じく今期限りで議員を退くことにいたしましたので、この場をおかりして一言申し上げますことをお許しください。

栗川市長を初め、議員の皆さん、また執行部の

方々には大変お世話になりました。

14年間の議員活動ではございましたが、この間、旧黒磯市においては副議長、教育福祉常任委員長、那須塩原市議会議員となってからは建設水道常任委員長等の重責を賜り、非才な私ではありましたが、私なりに精いっぱい務めさせていただきました。

よき仲間にも恵まれたことと、そして、ともに市政の発展を目指し、議論の場に立ち会うことができましたことは本当に貴重な経験をさせていただきましたことと感謝いたします。

任期満了とともに一市民に戻ることにありますが、皆様方には、那須塩原市がより住みよいまち、よりよいまちになるよう、引き続きご尽力を賜りますようお願いいたしまして、議員として最後の私の一般質問を終わりたいと思います。

長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（植木弘行君） 以上で、15番、石川英男君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

◇

◎議案の各常任委員会付託について

て

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のた

め各常任委員会に付託いたします。

議案第14号から議案第41号まで及び議案第45号の29件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。



◎請願・陳情等の関係常任委員会

付託について

○議長（植木弘行君） 次に、日程第3、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

継続審査となっています陳情2件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。



◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時58分